令 和 ８ 年 度

事　　業　　概　　要

（令 和 ７ 年 度 事 業 実 績）

子どものこころサポートプラザ

目　　次

第１部　子どものこころサポートプラザの概要 ---------- 1

１　センター長あいさつ ---------- 2

２　基本理念・基本方針 ---------- 3

３　整備経過 ---------- 4

４　施設配置 ---------- 5

５　令和７年度の主な取組内容 ---------- 8

① 子どものこころサポートプラザ連携推進会議開催経過 ------- １０

② プラザ内連携による取組内容 ---------- ２３

③ 地域連携による取組内容 ---------- ２９

④ 職員の地域での活動状況等 ---------- ５４

⑤ 施設見学対応 ---------- ６５

第２部　各施設の事業概要 ---------- ６７

１　中央児童相談所

２　こころの発達総合支援センター

３　子ども心理治療センターうぐいすの杜

４　特別支援学校うぐいすの杜学園

第１部

子どものこころサポートプラザの概要

1　センター長あいさつ



発達障害（神経発達症群）、不登校、児童虐待は、相互に関連する病態生理を有しており、近年急増している現状が報告されてきています。このような社会背景のもと、心のケアを必要とする子どもや安心して子どもを育てられる環境づくりのため、医療・心理・福祉・教育を一括して提供でき、さらに全県的なネットワークを構築できる総合的な拠点として「山梨県子どものこころサポートプラザ」が 2020 年 4 月に開設して 6 年経過いたしました。当プラザは、医療、福祉、教育支援、生活指導の 4 分野の機関が一体で支援する仕組みが特徴で、児童精神・小児神経科医による専門診療と、心理師、福祉司、保健師、看護師、言語聴覚士による心理検査・カウンセリング・グループ指導、さらに特別支援教育が受けられます。

プラザにおける 4 施設は、こころの発達に関して個別指導や地域連携を行っている「山梨県立こころの発達総合支援センター」、子どもの福祉に関する相談や一時保護、措置入所等を担う「山梨県中央児童相談所」、治療的に配慮された日々の生活支援を基盤に、心理治療、家族支援、医療支援、教育現場との連携を通じて、学校や社会に適応するための総合環境療法を行う「山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜」と、心理治療センターに入所・通所する子どもを教育面からサポートし、さらに地域の学校を訪問・研修支援する「山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園」で構成され、それぞれの施設がプラザ内連携と地域連携事業を展開しています。

プラザの理念は、発達障害（神経発達症群）児者、不登校児、被虐待児が各ライフステージにおいて一貫した支援が身近な地域で行われることであり、その理念のもと個別支援と地域支援効果があげられるように、積極的な取り組みを進めて参ります。

令和 8 年 4 月 1 日

子どものこころサポートプラザセンター長
山梨大学名誉教授　相原正男

２　基本理念・基本方針

山梨県子どものこころサポートプラザ

基本理念

子どものこころのケアに係る総合拠点として、子どもの権利を守り、常に専門性を磨きながら、一人ひとりの子どもへの迅速で手厚い一貫した支援を展開していきます。また、地域社会の理解と支援を頂きながら、安心して子どもが生まれ育つことができる環境の実現に努めます。

基本方針

１　私たちは、児童憲章と子どもの権利条約の理念を遵守し、子どもたちへのいかなる差別や暴力も許さず、一人ひとりの子どもの存在を尊重して最善の利益を追求します。

２　私たちは、子どものこころのケアに係る総合拠点としての役割の中で、専門性の向上を図り、職員間の連携を深めて、子どもへの支援がより効果をあげられるよう最善をつくします。

３　私たちは、子どもと家族など、子どもの周囲の人たちや地域の関係者とのつながりを大切にし、地域における効果的・効率的な支援を展開します。

３　整備経過

○平成２８年５月　「発達障害等に対する総合的な基本構想策定委員会」及びワーキンググループを設置

○平成２８年５月、８月、１１月　基本構想策定委員会開催

○平成２８年９月　県議会において、こころの発達総合支援センター、児童心理治療施設、中央児童相談所を一体的に整備することを表明

○平成２８年１１月　『子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）整備基本構想』策定

○平成２８年１２月　県議会において、甲府市住吉地内（現在地）での整備、平成３１年度内完成を目指すことを表明

○平成２９年７月、平成３０年３月、平成３１年３月　開設準備委員会開催
開設準備委員会の検討を踏まえ、ワーキンググループで課題を検討（医療連携ＷＧ、地域連携ＷＧ、医療・福祉施設連携ＷＧ）
・令和元年８月、１２月　医療連携ＷＧ開催
・令和元年７月、１０月、１２月　地域連携ＷＧ開催
・医療・福祉施設連携は庁内で実務的に検討

○平成２９年３月～平成３０年３月　基本設計、実施設計

○平成３０年１０月　起工式、建設工事着工

○平成３１年３月　名称公募

○令和元年５月　総合拠点、児童心理治療施設、特別支援学校の名称を決定

○令和２年３月　建設工事、外構・植栽工事等完成、中央児童相談所及びこころの発達総合支援センターが福祉プラザ内（甲府市北新）から移転

○令和２年４月　『子どものこころサポートプラザ』として業務開始

YAMANASHI

「山梨県子どものこころサポートプラザ」のご案内

4つの施設を一体的に整備した全国初の総合拠点

（住所＊甲府市住吉2-1-17（甲斐住吉駅から徒歩3分））

県では、心のケアを必要とする子どもを支援するため、「山梨県子どものこころサポートプラザ」を中心に全県的なネットワークを構築し、医療、福祉、教育等を統合した、高度で先進的なサービスを提供していきます。

こころの発達総合支援センター
（発達障害者支援センター）

電話 055-288-1795（新規専用ダイヤル）
055-288-1695

心の問題を抱えた子ども、発達の偏りや遅れなどのある方々の様々な相談や専門医による診療等を行います。

利用案内

- 利用できる方
  心の問題　0歳～18歳未満
  発達障害　0歳～成人まで
- 利用方法
  面接相談及び診療は完全予約制
- 相談・診療場所
  甲府クリニック、都留クリニック
- 費用
  相談は無料です。
  診療については医療費がかかります。

中央児童相談所

電話 055-288-1561
虐待対応ダイヤル「189」（24時間対応）

子どもの福祉に関する専門的な相談対応や市町村支援等を行うとともに、必要な場合は子どもを一時保護します。

利用案内

- 対象
  0歳～18歳未満
- 相談できること
  養護(虐待・その他)相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談
- 相談方法
  あらかじめ電話でお申し込みください。
  相談日時を予約させていただきます。

［富士・東部地域の相談先］
都留児童相談所
（電話 0554-45-7838）



子ども心理治療センター うぐいすの杜

電話 055-288-1552

心理的な要因で家庭や学校に適応できない子どもを対象に、心理治療や生活指導など社会生活に適応するための支援を行います。

利用案内

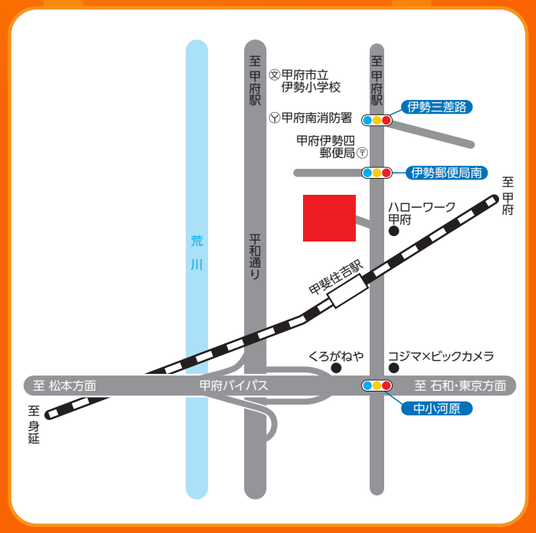
- 対象
  小・中学生
- 定員
  入所30名、通所15名
- 利用期間
  数ヶ月～2年程度
- 利用方法
  児童相談所による措置が必要です。

特別支援学校 うぐいすの杜学園

電話 055-288-1628

「子ども心理治療センターうぐいすの杜」に入所・通所する子どもが通学しており、小学部と中学部があります。
教科等の学習と併せて、一人ひとりの状態に応じた学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行います。





交通案内

車
甲府バイパス（国道20号線）の「中小河原交差点」を甲斐市方面から左折（笛吹市方面から右折）し、約0.6km（約1分）

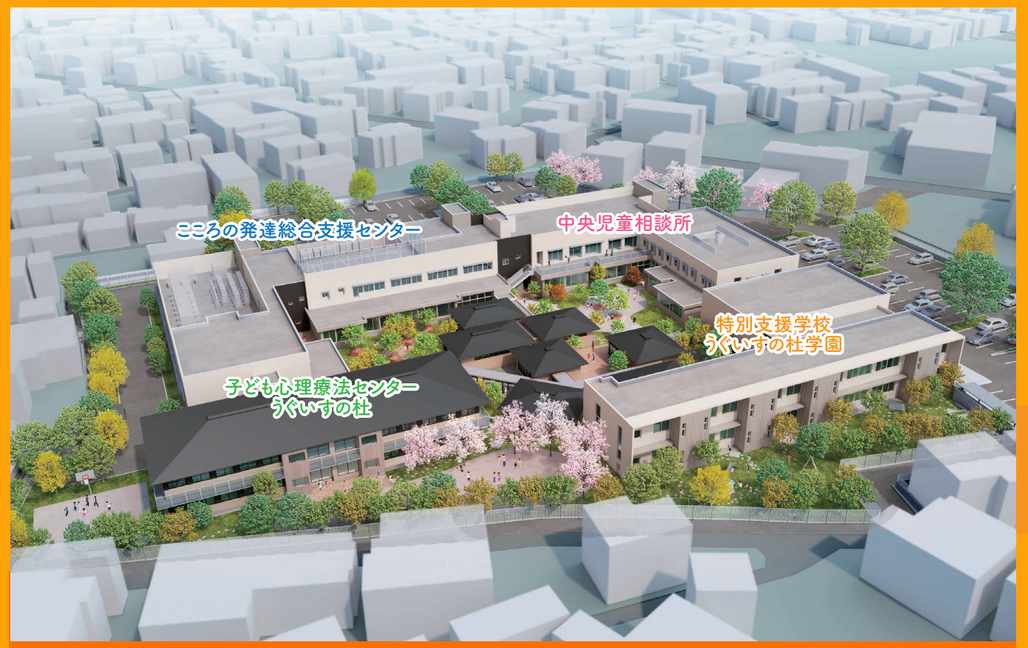
バス
甲府駅南口バスターミナル3番乗り場から「小瀬スポーツ公園」行きに乗車し、「甲府職業安定所」で下車（約16分）、徒歩1分

電車
JR身延線
甲斐住吉駅から徒歩３分

山梨県
子どものこころサポートプラザ

〒400-0851山梨県甲府市住吉2丁目1番17号
TEL: 055-288-1560　FAX: 055-288-1574

山梨県中央児童相談所	TEL:055-288-1560
山梨県立こころの発達総合支援センター	TEL:055-288-1695
山梨県立子ども心理治療センター うぐいすの杜	TEL:055-288-1552
山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	TEL:055-288-1628



山梨県
子どものこころサポートプラザ

子どものこころサポートプラザの目指す姿

集　中

4つの施設が一体となったメリットを生かし、各施設の機能を
連携させて、迅速で一貫した手厚い支援を行います。

こころの発達総合支援センター

子どもの心の問題や発達障害について、日常生活等に関する様々な相談や専門医による診療などを行います。

中央児童相談所

子どもの福祉に関する専門的な相談への対応や、必要な場合に子どもを一時保護します。

4つの施設の連携

子ども心理治療センター うぐいすの杜＜新設＞

心理的な要因で家庭や学校に適応できない子どもを対象に、心理治療や生活指導など、社会生活に適応するための支援を行います。

特別支援学校 うぐいすの杜学園＜新設＞

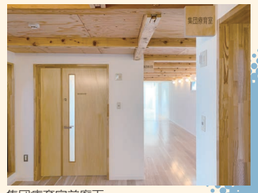
うぐいすの杜に入所・通所する子どもを通学させて、学校教育と併せて、障害による学習上や生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。

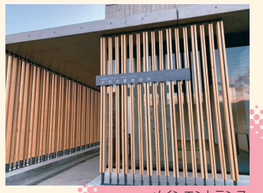
連　携

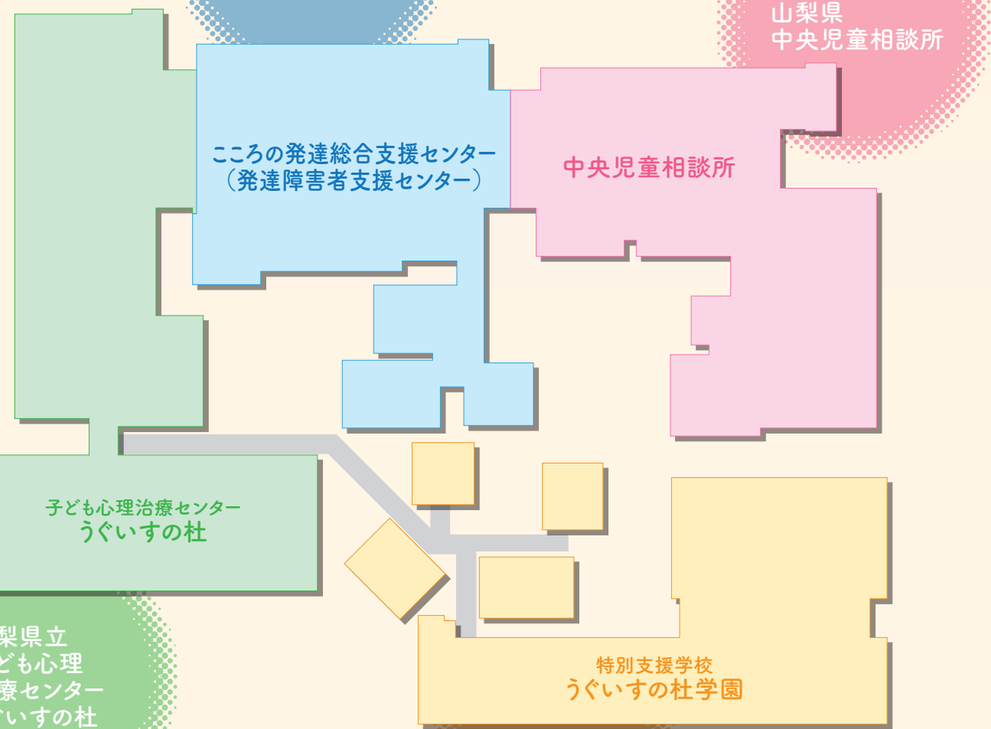
サポートプラザを中心に、医療・福祉・教育・行政等関係機関との
全体的な支援ネットワークを構築します。



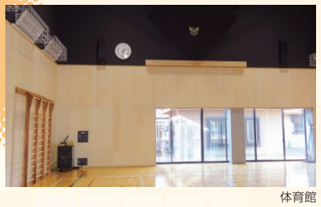



集団療育室前廊下


メインエントランス




家族療法室


体育館

５　令和７年度の主な取組内容

子どものこころサポートプラザ連携推進会議

こころの発達総合支援センター

中央児童相談所

子どものこころサポートプラザ連携推進会議

連携の旗振り役

特別支援学校うぐいすの杜学園

子ども心理治療センターうぐいすの杜

- 構成する４つの所属のそれぞれの機能を連携させ、一体的な整備によるメリットを生かした先進的で効果の高い医療・支援を提供。
- 具体的な取り組みを実施する**連携チーム**を設置

子どものこころサポートプラザ連携推進会議・連携チームの取り組み

連携推進会議の開催

連携チーム会議の開催

施設見学会の開催※プラザ内職員対象

プラザ内職員対象のＱ＆Ａの作成※プラザ職員限定



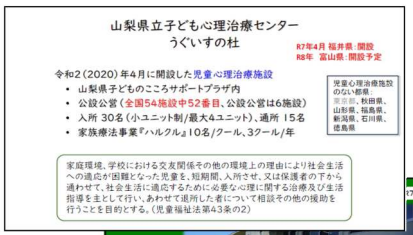
他所属業務への疑問を解消

⇩

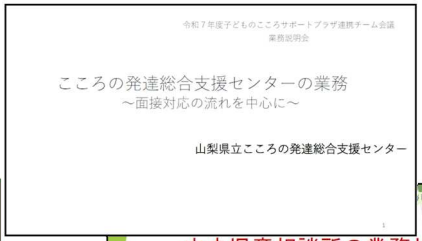
各所属の業務を分かり合い、お互いの得意分野を理解・共有することで『連携』の基礎が整う。

研修会・業務説明会の開催

＜ 連携推進研修会 ＞ 令和7年6月19日
＜ 業務説明会 ＞ 令和7年7月31日、12月4日









① 子どものこころサポートプラザ連携推進会議開催経過

◎令和７年４月２４日（木）　第１回連携推進会議
- ・連携推進会議の開催について
- ・事業概要の作成について
- ・連携チーム活動（案）について

◎令和７年７月３１日（木）　第２回連携推進会議
- ・事業概要について
- ・連携チーム活動報告について

◎令和７年１２月４日（木）　第３回連携推進会議
- ・事業概要について
- ・連携チーム活動報告について

◎令和８年２月２６日（木）　第４回連携推進会議
- ・連携チーム活動報告について
- ・新たな連携に係る検討状況について
- ・令和８年度の連携推進会議日程について

山梨県子どものこころサポートプラザ連携推進会議設置要綱

1　目　的

全国に先んじた高度で専門的な医療の提供、相談、心理ケア、学校教育などの総合的な支援を行う子どものこころサポートプラザ(以下「サポートプラザ」という。)が、構成する４つの所属のそれぞれの機能を連携させ、一体的な整備によるメリットを生かした先進的で効果の高い医療・支援を提供するとともに、サポートプラザを中心とした子どもの心のケアに係る全県的な支援ネットワークの構築を図るため、山梨県子どものこころサポートプラザ連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

2　所掌事項

（1）　サポートプラザ内各所属の連携の推進に関すること

（2）　サポートプラザを中心とした子どもの心のケアに係る全県的ネットワーク構築に関すること

（3）　その他、子どもの心のケアに関し必要と認められること

3　組　織

連携推進会議は、別表１に掲げる者をもって組織する。

4　会　議

（1）　連携推進会議は、総合県民支援局顧問・センター長（以下「センター長」という。）が招集し、座長となって会議を進行する。

（2）　座長は、必要があると認めるときは、連携推進会議の構成員以外の者を連携推進会議に出席させ、意見を求めることができる。

5　連携チームの設置

（1）　連携推進会議の所掌事項について、具体的な検討、協議、調整等を図るため、連携推進会議の下に連携チームを置く。

（2）　連携チームは、別表２に掲げる者をもって組織する。

（3）　連携チームにリーダー及びサブリーダーを置くこととし、中央児童相談所児童福祉指導幹、子ども心理治療センターうぐいすの杜心理治療指導幹、特別支援学校うぐいすの杜学園教頭及び、こころの発達総合支援センター課長のうちから互選するものとする。

（4）　リーダーは、必要があると認めるときは、連携チームの構成員以外の者を連携チーム会議に出席させ、意見を求めることができる。

6　プロジェクトグループの設置

（1）　連携チームは、特定の課題について具体的な検討を要する場合、連携推進会議の了承を得てサポートプラザ内所属から必要なメンバーを選出してもらい、その課題の検討に当たるプロジェクトグループを設置することができる。

（2）　プロジェクトグループのリーダー及びメンバーは、連携チームが指名する。

7　子どものこころサポートプラザ事業概要編集委員会の設置

（1）サポートプラザの所属間における連携事業の概要をとりまとめて発信することを目的に、連携推進会議の下に子どものこころサポートプラザ事業概要編集委員

会（以下、「編集委員会」という。）を置く。
（２）編集委員会は、別表３に掲げる者をもって組織する。
（３）編集委員会の委員長には、中央児童相談所総務課長を充てる。

８　庶　務

連携推進会議、連携チーム及び編集委員会の庶務は、中央児童相談所において行う。

９　その他

この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項はセンター長が定める。

附則

この要綱は、令和２年４月２３日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年１２月５日から施行する。ただし、５（３）の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表１　連携推進会議

所属	役職	摘要
総合県民支援局	顧問（センター長）	座長
中央児童相談所	所長	
	次長（事）	
	次長（技）	庶務
こころの発達総合支援センター	所長	
	次長（事）	
	次長（技）	
子ども心理治療センターうぐいすの杜	所長	
	次長	
特別支援学校うぐいすの杜学園	校長	
	事務長	
	教頭	

別表２　連携チーム

所属	役職
中央児童相談所	児童福祉指導幹
	相談支援第一課長　または　相談支援第二課長
	診断育成課長
こころの発達総合支援センター	相談医療課長
	地域支援課長
子ども心理治療センターうぐいすの杜	心理治療指導幹
	治療支援課長
	生活支援課リーダー
特別支援学校うぐいすの杜学園	教頭
	特別支援教育コーディネーター

別表３　編集委員会

所属	役職	摘要
中央児童相談所	総務課長	編集委員長
	相談支援第一課長　または　相談支援第二課長	
こころの発達総合支援センター	次長	
	副主査　または　主任	
子ども心理治療センターうぐいすの杜	主任福祉司	
	福祉司	
特別支援学校うぐいすの杜学園	教務主任・特別支援教育コーディネーター	

【連携チーム会議の活動報告】

	内　　容	備考
事業主体	**子どものこころサポートプラザ**	
連携先	**中央児童相談所** **こころの発達総合支援センター** **子ども心理治療センターうぐいすの杜** **特別支援学校うぐいすの杜学園**	
取組内容	**①連携チーム会議の開催** ・サポートプラザ内の連携を推進するとともに、県内のサポートネットワークを構築することを目的とする。 **②研修会の開催** ・各所属の役割や業務内容を互いに知り合うことで、連携推進をはかる。 **③サポートプラザ内施設見学会の開催** **④各所属の業務紹介冊子の編集**	
令和7年度実績	【実施状況】 ①連携チーム会議の開催 第1回　令和7年4月24日、第2回　令和7年5月22日、第3回　令和7年7月10日、 第4回　令和7年11月13日、第5回　令和8年1月22日 ②研修会 〈連携推進研修会〉令和7年6月19日 演題：脳科学から見たニューロダイバーシティと神経発達症 ～医学モデルから社会モデルへ～ 講師：相原正男センター長 〈業務説明会〉 第1回　令和7年7月31日 子ども心理治療センター「子ども心理治療センターの業務」 うぐいすの杜学園「山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園の取り組み」 第2回　令和7年12月4日 こころの発達総合支援センター「こころの発達総合支援センターの業務」 中央児童相談所「中央児童相談所の業務と今年度の取り組み」 ③サポートプラザ内施設見学会 中央児童相談所　令和7年5月26日、令和6年5月30日 こころの発達総合支援センター　令和7月6月 3日、令和7年6月17日 子ども心理治療センター　令和7年5月28日、令和7年5月30日 うぐいすの杜学園　令和7年5月24日、令和7年5月29日 ④各所属の業務紹介冊子『あなたの？にお答えします！』の編集	
その他	・各事業所主催の研修会について、連携チーム会議を通して共有し、教職員へ参加を促した。	

山梨県立子ども心理治療センター うぐいすの杜

R7年4月 福井県：開設
R8年　富山県：開設予定

令和2（2020）年4月に開設した児童心理治療施設

- 山梨県子どものこころサポートプラザ内
- 公設公営（全国54施設中52番目、公設公営は6施設）
- 入所 30名（小ユニット制/最大4ユニット）、通所 15名
- 家族療法事業『ハルクル』10名/クール、3クール/年

児童心理治療施設のない都県：
東京都、秋田県、山形県、福島県、新潟県、石川県、徳島県

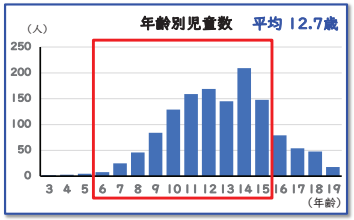
家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。（児童福祉法第43条の2）

1

平均委託(在所)期間

児童養護施設入所児童等調査の概要
令和6年2月(令和5年2月1日現在)
こども家庭庁

施設数	53か所
定員	2,016人
児童数	1,334人（66.2%）
被虐待経験あり	1,114人（83.5%）
ADHD	642人（48.1%）
ASD	675人（50.9%）



	児童数						
	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム
総数	6,057	23,043	1,334	1,135	2,404	1,713	958
1年未満	1,280	3,357	338	580	1,071	312	533
1年～2年未満	905	3,151	338	407	733	274	247
2年～3年未満	702	2,549	256	101	380	198	102
3年以上4年未満	585	2,372	166	33	153	210	40
4年以上5年未満	465	1,969	99	10	44	150	17
5年以上6年未満	368	1,594	56		16	116	3
6年以上7年未満	327	1,354	46		3	78	1
7年以上8年未満	243	1,228	11			87	
8年以上9年未満	220	1,103	10			70	
9年以上10年未満	172	914	8			61	
10年以上11年未満	152	784	4			44	
11年以上12年未満	157	657	1			40	
12年以上	477	1,990	平均期間			68	
平均期間	4.5年	5.2年	2.5年	1.1年	1.4年	4.3年	1.2年

69.8%
50.6%

2

児童心理治療施設の支援・治療　―総合環境療法―

➢ 施設・学校が治療の場であり、施設で行っているすべての活動が治療である。
（全国児童心理治療施設協議会）



3

うぐいすの杜の対象となる子ども

➢ 小中学生を対象
- 児童相談所（長）が必要と判断した児童
  - 逆境体験などによって社会生活が困難となった児童
  - 二次障害を呈した発達障害児
  - 対人恐怖や心身症などでひきこもり・不登校傾向の児童

➢ 対象とならない児童
- 知的障害あるいは、非行行為もしくはする可能性のある児童

➢ 期間は概ね2年（全国平均2.5年）
『2年』というわけではありません。
子どもの状態、取り巻く環境によります。

4

うぐいすの杜・全国調査からみた入所児童の傾向

- **治療動機（目的）**・意欲が弱く、将来への希望を持ちにくい
- 被虐待児が多い
- **侵入・回避症状、自己肯定感の低さ、警戒心・衝動性の高さなど**を認める子どもが多い（**トラウマケア**の必要性）
- 孤立しがちで精神的に脆い（**集団に馴染むことが苦手**）
- 不眠（悪夢）や不安に加え、**職員・他児に対する攻撃性**を認めることが多い
- ほとんどの子どもに学習の遅れや偏りがある
- 子どもの半数以上は、向精神薬を内服している（心理治療と薬物療法の両輪）

- 高田，児精医誌，2022
- 児童養護施設入所児童等調査の概要 令和6年2月（令和5年2月1日現在）
- 児童心理治療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する調査研究業務一式 報告書 令和2年3月

5

生活支援課

子どもたちの生活場面での関わりを通して、アセスメント・支援を行う。



- **安全・安心に生活できる環境**を整え、子どもの状態に応じた支援によって、基本的な生活習慣、良好な対人関係、社会規範を身に付けるケアを行う。
- 日々の生活場面で展開する子どもの問題性を治療的視点で関わり、大人との信頼関係を築いて、問題を乗り越えていけるように支援を行う。

- 子どもが安心して生活できる環境の提供
  - 見通しが持ちやすい日課・行事の計画
  - 清潔で心地よく過ごせる生活環境作り
  - 安心して居室で過ごせる
- 子どもの行動の背後にある思いや気持ちを探索
  - 思いや気持ちを丁寧に聞いた上で、具体的な対処方法を一緒に考える

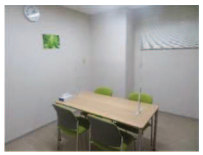
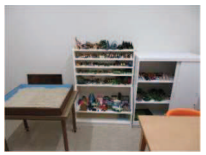
6

治療支援課

個別セラピー、グループセラピー、サークル活動を通して、アセスメント・心理治療を行う。

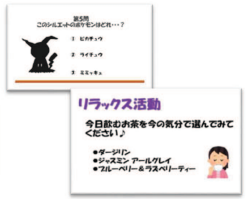


- 個別セラピー
  - 担当セラピストによる週1回のセラピー
  - **枠組み**（時間、場所と人）を設けた治療構造
  - 健康な心の機能を回復することを目的とする
  - **背後にある気持ちを推測・理解**し、**子ども個々に合わせた**心理治療


7

- **グループセラピー**
  - 入所児童対象
  - 見通しが持ちやすい題材を使用
  - セラピー前後の体調チェックを通して、自身の状態に向き合う
  - 集団に安心して居続けられる体験

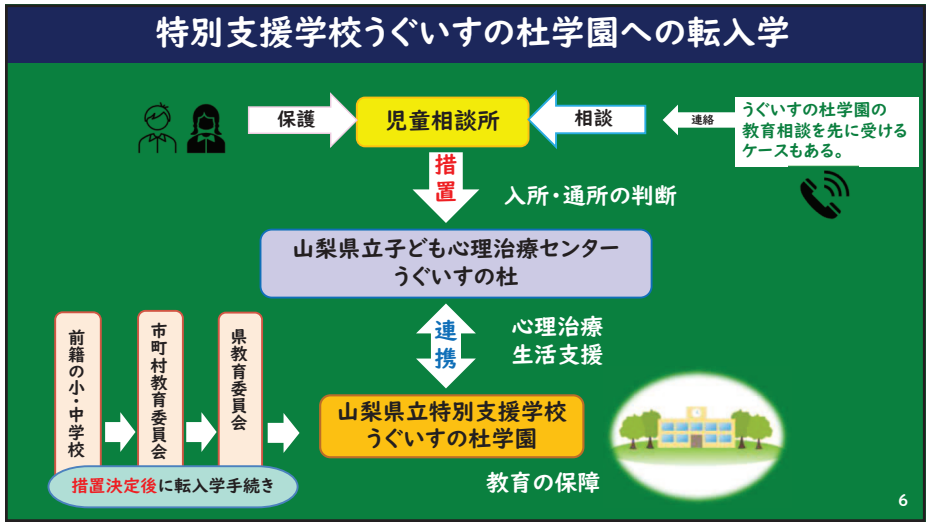
- **サークル活動**
  - 入所児童対象
  - 自由参加型の活動（工作、図書、スポーツなど）
  - 興味関心を引き出し、主体的な活動を体験



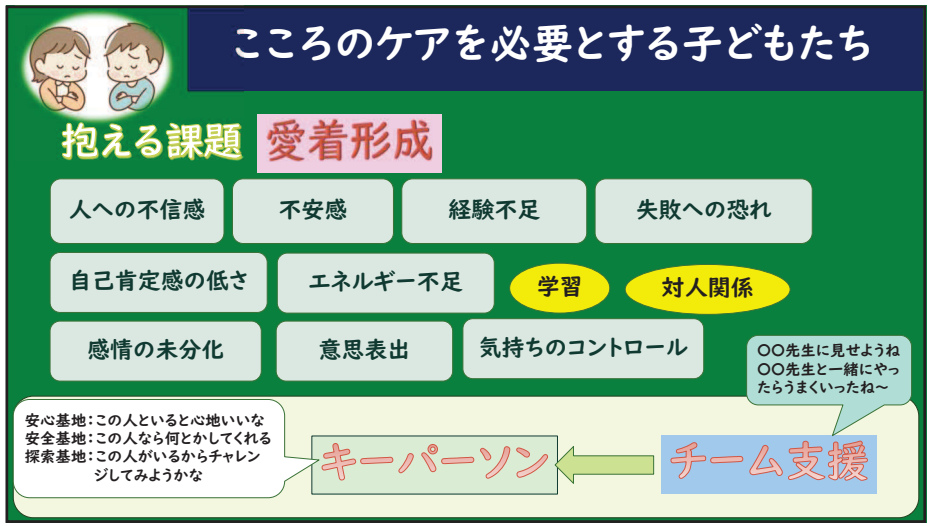
8


R7.7.31 プラザ内業務説明会
山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園
1

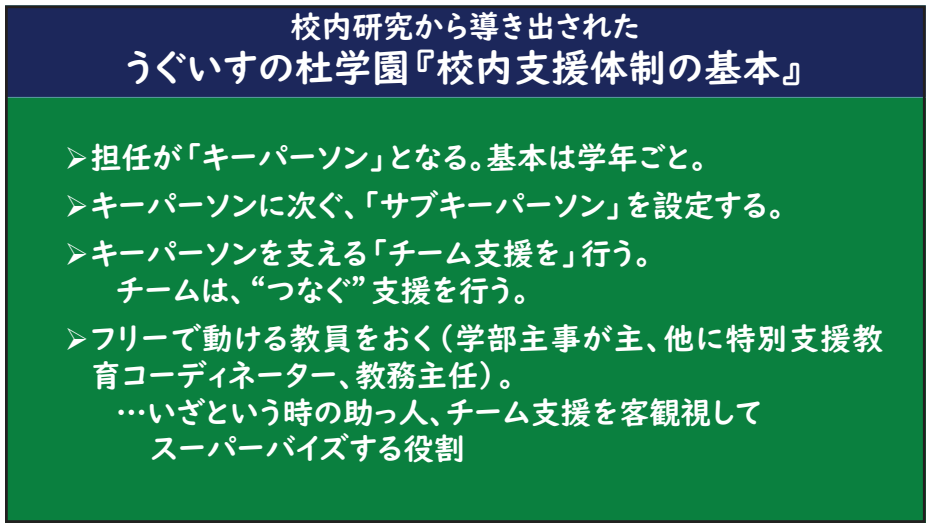
1


特別支援学校うぐいすの杜学園への転入学
保護
児童相談所
相談
連絡
うぐいすの杜学園の
教育相談を先に受ける
ケースもある。
措置
入所・通所の判断
山梨県立子ども心理治療センター
うぐいすの杜
連携
心理治療
生活支援
前籍の小・中学校
市町村教育委員会
県教育委員会
山梨県立特別支援学校
うぐいすの杜学園
措置決定後に転入学手続き
教育の保障
6

2


こころのケアを必要とする子どもたち
抱える課題
愛着形成
人への不信感
不安感
経験不足
失敗への恐れ
自己肯定感の低さ
エネルギー不足
学習
対人関係
感情の未分化
意思表出
気持ちのコントロール
〇〇先生に見せようね
〇〇先生と一緒にやったらうまくいったね～
安心基地：この人といると心地いいな
安全基地：この人なら何とかしてくれる
探索基地：この人がいるからチャレンジしてみようかな
キーパーソン
チーム支援

3


校内研究から導き出された
うぐいすの杜学園『校内支援体制の基本』
➢担任が「キーパーソン」となる。基本は学年ごと。
➢キーパーソンに次ぐ、「サブキーパーソン」を設定する。
➢キーパーソンを支える「チーム支援を」行う。
チームは、“つなぐ”支援を行う。
➢フリーで動ける教員をおく（学部主事が主、他に特別支援教育コーディネーター、教務主任）。
…いざという時の助っ人、チーム支援を客観視して
スーパーバイズする役割

4

転出に向けての確認事項

・転出後、小学校・中学校で特別支援学級の入級等が必要と考えられる場合、（新設は必ず）９月末までに市町村教育委員会、当該学校に伝える。

・中学部では、高校入試があり、調査書等の作成もあるため、移行については早い段階での見通しが必要である。

・転出については児相の措置によることが基本であるため、学校から、保護者に卒業に関する選択肢について提示できない。しかし、中学校、高校への移行として、教育的な面から、地域へ戻して人や環境に慣れたうえで新しいスタートにとなることが望ましいと考えるケースもあることから、学校として考えられる卒業該当学年の移行についてのスケジュールについての目安を示している。

19

5

うぐいすの杜学園における追支援について

キーパーソンである担任をフォローする視点での支援

本校から転出後、３年間の追支援を行う
令和２年度～令和６年度末までに１８人の児童生徒が転出

〇本校での支援方法をまとめた資料で引継ぎ
→うまくいった支援だけでなく、うまくいかなかった支援も伝える。

〇３～４週に１度、本校から電話にて様子を確認・適宜アドバイス
→訪問の必要があれば、セラピー担当者や生活支援担当者の同行も依頼して学校訪問を行う

22

6

地域におけるうぐいすの杜学園の役割

地域の学校につなげる（追支援）

センター的機能の発揮

小学部卒業生の追支援での相談例

〇ダメなことをしたときにどんな風に伝えたらよいか
〇甘えに対してどう対応したらよいか
〇話の途中で話を遮るようなことがあるのですが・・・

新担任の先生のサポート

引継ぎ式
↓
支援方法の伝達

地域での定着の支援

24

7

プラザ内機関連携帯同支援

R3：【中央児童相談所】帯同　学校で実施される関係者会議（施設入所児童）
R4：【中央児童相談所】帯同　要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会
R5：【こころの発達総合支援センター】帯同
　　児童観察、学校への支援、保護者面談（報告）
R6：【こころの発達総合支援センター】帯同　児童観察、学校への支援
　　【中央児童相談所】帯同　要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会
　　その後、センター的機能での学校訪問、研修支援
R7：※１学期現在の実施状況
　　【中央児童相談所】帯同　一時保護所学習支援

〇事前の打ち合わせ実施～関係機関のニーズを確認してから同行

28

8

令和７年度子どものこころサポートプラザ連携チーム会議
業務説明会

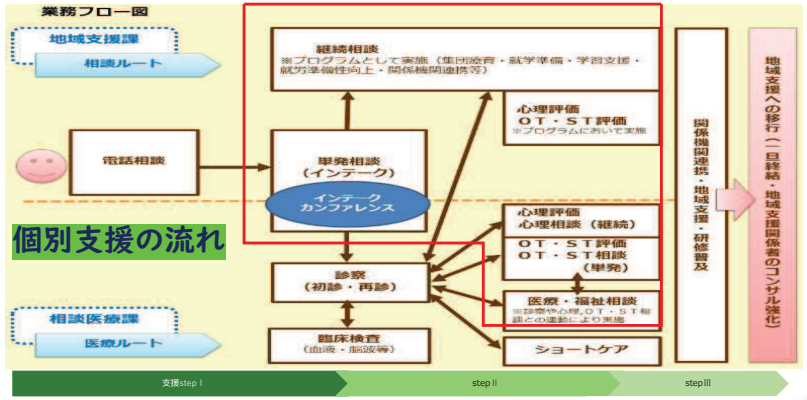
こころの発達総合支援センターの業務
～面接対応の流れを中心に～

山梨県立こころの発達総合支援センター

1

1

1　個別支援の流れ



2

2

2　面接対応の流れとイメージ

① 相談者の主訴をまとめる

② 相談者の考えを整理する

アセスメント

③ 所属の機関で出来ることを考える

④ 本人や保護者と支援の方向性を共有化する

プラン

3

3

2　面接対応の流れとイメージ

～相談者の主訴をまとめる（保護者バージョン）～

例）

【１】相談者の主訴が明確で、求めるものもはっきりしている

【２】相談者の主訴は明確だが、こちらに求めているものがはっきりしない

【３】相談者の主訴が複数にあり、課題も整理されていないが、相談意欲はある

【４】相談者の主訴が複数あり、課題も整理されておらず、相談意欲が高くない（懐疑的等）

4

4

2　面接対応の流れとイメージ

～相談者の主訴をまとめる（子どもバージョン）～

前提

- 主訴は「ないです」が多数派。「親に連れてこられた」との認識を持ち、相談意欲が乏しいことが多い。

Q. 困っていない？
A.「実は困っている」「困りはないが苦手意識はある」子どもたちは多い　＊学習困難等

子どもたちに主訴を確認するうえで大切なこと

- 「慣れてから」主訴を確認　＊好きなことや得意なことから確認
- 話しやすい雰囲気作り　＊例：遊びをとおして主訴を確認
- 子どもと一緒に主訴を探していく
- 「あなたは困っていないことは分かったけど、ママは何を相談しにここせんに来たと思う？」
- 不安緊張が強く話すことが困難な場合は、子どもとの信頼関係が最優先のため「あえて主訴は確認しない」
- ＊次回以降、不安緊張が軽減されたところで主訴を確認

5

5

2　面接対応の流れとイメージ

～相談者の考えを整理する～

自分で話しているうちに、考えがまとまっていく。

例）

家で宿題をさせようとすると、癇癪がすごい。宿題がやる時間はわかっているのに、遊んでいて切り替えられない。学校でも、やるべき時間にやるべきことが出来ない。とにかく、色々なものが気になってしまうようで、目の前のもので遊んでしまう。ADHDだからでしょうか？

CW：勉強は嫌いですか？

→「やれば出来るんですけど、やるまでに時間がかかるんです。」

CW：宿題が出来るときはどんな時ですか？

→「どんな時？うーん。同じ部屋に弟がいない時かな。でも、近くにおもちゃがあったり、テレビがついていたりすると、だめですね。」

6

6

2　面接対応の流れとイメージ

～所属の機関で出来ることを考える～

主訴と相談者の考えを整理した後に、**出来ることと出来ないことを整理する。**

○診　察　→診察の中で医学的助言、服薬調整、各種診断書や意見書の作成等

○心理検査、OT評価、ST評価等で、評価する。

○継続相談　→医療的相談、経済的相談、教育的相談、福祉的相談、心理社会的相談

7

7

2　面接の流れとイメージ

～本人や保護者と支援の方向性を共有化する～

例）
主訴：多動（衝動性が強い）＋学習困難（読み）＝対人トラブル

保護者の考え：対人トラブルが起きやすいので、フォローしてもらいたい。家で弟とトラブルになりやすいので、対応を知りたい。

出来ること：発達特性について明らかにし、学校と共有する。
診察：ADHD＋LDの診断、対応方法
相談：心理検査＋情報の共有化＋定期的な状況の把握と助言、関係機関との調整
他機関の支援：療育サービス利用の検討（対人トラブルの起きやすい場面のチェック、SST）、学校でのフォロー（対人トラブルの回避、学習フォロー、キーパーソン）

8

8

令和７年１２月４日　プラザ内業務説明会

中央児童相談所の業務と今年度の取り組み

日本財団との協定に基づく継続的な取り組みと
児童福祉法改正による体制強化への取り組み

1

一時保護の司法審査についての取り組み

より一層の判断の適正性や手続の透明性を確保するため**一時保護開始時の司法審査の導入**

２０２５年（令和７年）６月１日施行

一時保護（児童福祉法３３条）

★一時保護を行うすべての場合で（１）内閣府令該当性及び（２）必要性の要件が必要

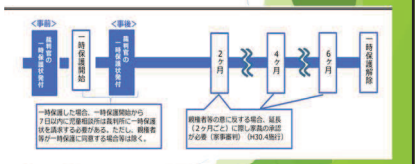
＊内閣府令該当性：児童虐待のおそれがあるとき、少年法第６条の６第１項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合

＊一時保護の必要性：児童相談所長（都道府県知事）が必要であると認めたとき

★一時保護状請求が不要な場合⇒親権者等が同意をした場合、親権者等がいない場合、７日以内に解除をした場合

実施までの準備

- チェックリストやマニュアルの作成
- 裁判所や弁護士との打ち合わせ、弁護士との相談委託契約
- 実際の一時保護ケースで請求書を作成し、シミュレーション
- 一時保護通知の見直し　　等



⇒実際の請求件数は少ないが、施行後の一時保護件数の約半数は職権による一時保護。同時進行で請求に向け書面作成等進めているため、事務量は増加。また、これまで以上に早急に親権者に会い、より丁寧に一時保護の理由や今後の見通しについて説明するように意識が変化。

2

子どもの権利擁護に関する取り組み

- 一時保護ガイドライン改正
- 児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、令和6年4月1日から適用。
- この改正により、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために明確化された。
- また、一時保護の質を担保するために、子どもの権利擁護や個別ケアの推進が求められている。

今年度は・・・

- 一時保護の理念策定と理念に基づいた権利ノートの見直しや意見聴取の聞き取り表の作成等
- 一時保護所への私服・私物の持ち込みについて検討
- 一時保護所のしおりや掲示物の見直し　等
- 通学支援の開始（学校までタクシーを利用し登校）

★山梨県立大学院相澤教授にSVを受けながら取り組んでいる

3

日本財団と山梨県による「家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定」

○日本財団と山梨県は、里親委託などの家庭養育の推進や、親子支援・親子分離の予防などに取り組むことにより、すべての子どもの権利が尊重され、安全で安心であたたかい家庭において育つ社会の実現を目指すため、共同プロジェクトを実施。
○本事業を通じ、家庭養育推進の成果、課題等を検証し、全国において同様の取組を広げていくためのエビデンスの蓄積と、モデルの構築を目指す。

1　協定名　**家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定**［期間：R3.4.1～R8.3.31（5年間）］
2　締結日　令和3年3月24日
3　締結者　**日本財団、山梨県**
4　役　割

日本財団	山梨県
・事業実施に伴う費用について、県との協議により決定した団体に対し、**最長5年間、5億円規模を想定して助成**。（1億円／年×5年間＝5億円）	・令和7年度末までに、**3歳未満の里親委託率75%達成**等、家庭養育推進に努め、**成果検証（早稲田大学養育研究所が実施）のためのデータ提供**。

5　事業内容

- （１）里親委託・特別養子縁組の推進
- （２）親子支援、親子分離の予防、
- 　　子どもの家庭復帰の促進
- （３）乳児院・児童養護施設の機能転換、多機能化
- （４）子どもの権利の保障
- （５）自治体及び民間団体の研修
- （６）その他、家庭養育の推進に必要と考える事業

4

令和6年度の3歳未満の里親委託率と措置児童数等

令和6年度の各月1日の里親委託率

措置児童数	17	17	17	17	17	16	14	13	14	14	15	15
里親委託数	11	11	11	10	10	9	10	9	8	8	9	9
委託率	64.7%	64.7%	64.7%	58.8%	58.8%	56.3%	71.4%	69.2%	57.1%	57.1%	60.0%	60.0%
年月	R6.4.1	R6.5.1	R6.6.1	R6.7.1	R6.8.1	R6.9.1	R6.10.1	R6.11.1	R6.12.1	R7.1.1	R7.2.1	R7.3.1

令和6年度措置児童数：８（乳児院：４　里親：４）

＊乳児院への措置理由：28条ケースで保護者対応が困難なため（2ケース）
：親権者が明確に里親委託措置を拒否したため（1ケース）
：短期期間での家庭引き取りを視野に入れ、施設職員による保護者の育児手技支援を行うため

令和6年度措置解除児童数：１（家庭引き取り）

令和6年度措置変更児童数：２（乳児院 → ファミリーホーム）

5

パーマンシープランニングモデルの取り組み

子どもの家庭分離を決定する際は、年齢で支援が途切れないことを念頭に置いている。パーマネンシーゴールの設定と家族再統合や家庭復帰を進める取り組みについても触れている。可能な限り家庭に近い環境で生活することや家族の雰囲気を感じられる措置先を検討している。

◆家庭移行を進めるための担当者が増員され、令和６年度から課名も処遇指導課→処遇指導・移行支援課に変更
◆毎週１回、家庭移行支援進行管理を実施し、措置児童の家庭引取の可能性を確認し、目標設定し支援に当たる
◆ 調査対象の児童と、新規に家庭分離となった児童を対象としているため、対象児童の数が増加（令和６年度末措置児童の約半数の児童に実施）

日本財団との協定を契機に
自治体モデルプロジェクト
（日本財団、早稲田大学社会的養育研究所、大分県、福岡市）
を参考とし
当所の体制や取り組みを検討

具体的な動き
パーマネンシープランニングモデル（仮）の作成
児童、保護者及び施設との面接、面会、再アセスメント
家族再統合に向けたプログラム提示、実施、評価の促進
家庭養育移行を重点的に進める。

日本財団及び
早稲田大学社会的養育研究所と
当所の取り組みについて毎月１回定期的に協議を実施
当所の取組が国の施策に反映される見込み

家庭引き取りに向けた動きや取り組みが増加し、親元に戻った子どもが増えた。

6

パーマネンシープランニングモデルの結果

令和5年度の実績（実践1年目）　**＊対象児：103ケース**

家庭引き取り　：　6ケース
＊満年齢措置解除（家庭引き取り）は除く
養育里親に移行　：　6ケース
家族再統合プログラムを作成したもの　：　14ケース
＊実践前に作成したものは除く

令和6年度の実績（実践2年目）　**＊対象児：143ケース**

家庭引き取り　：　7ケース
＊満年齢措置解除（家庭引き取り）は除く
養育里親に移行　：　1ケース
ファミリーホーム移行　：　2ケース
家族再統合プログラムを作成したもの　：　23ケース

里親と実親による共同（協働）養育モデルへの取り組み

7

トラウマインフォームドケアの取り組み

▶ **「DSM－５版　UCLA心的外傷後ストレス障害インデックス」を導入し、一時保護児に実施**

【目的】トラウマや喪失体験についてのスクリーニング質問により、子どもが体験した出来事について聴取し、子どもの社会的機能に及ぼした影響や、症状の重症度を評価する。アセスメント結果を子ども、保護者にフィードバックし、心理教育やその後のケア、治療へとつないでいく。
【現状】令和７年７月～令和７年１１月現在　12ケース（対象：学童期・青年期）に実施し結果を数値化

▶ 研修会の実施
『トラウマインフォームドケアについて（仮）』
令和8年2月20日（金）※オンラインで開催予定
講師：兵庫県こころのケアセンター副所長　亀岡智美先生

▶ 支援者への支援
・令和7年度関東甲信越地区職員協議会（山梨県開催）
分科会テーマ「子どもの支援に携わる職員のケアについて」

トラウマの視点を取り入れた風通しのよい職場環境作り
安心安全な環境、職員の定着、相談者への理解力アップ（トラウマのメガネ）

8

② プラザ内連携による取組内容

＜こころの発達総合支援センター＞
〇こころの発達総合支援センター医師による児童相談所職員の定例相談

＜子ども心理治療センターうぐいすの杜＞
〇総合環境療法実施に係る多職種連携会議、関係機関連携

＜特別支援学校うぐいすの杜学園＞
〇プラザ内におけるうぐいすの杜学園の教育内容等の理解促進
〇山梨県子どものこころサポートプラザ内機関との連携によるうぐいすの杜学園教員の帯同
〇医療との連携

②プラザ内の取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**こころの発達総合支援センター**	
連携先	**中央児童相談所（都留児童相談所）**	
取組内容	**○こころの発達総合支援センター医師による児童相談所職員の定例相談** （目的） 　相談を通じて児相ケースの一助となり、また、児相職員の医療への理解を深め（人材育成）、治療が必要な児童への効果的かつ適切な対応に資する。 （相談方法） ・毎月第一、第三木曜日　午前9時30分～午前10時30分 ・場所　こころの発達総合支援センターカンファレンス室 ・特に様式は設定せず、口頭による相談を実施 ・相談希望者は、窓口担当者を通じて事前に予約	
令和7年度実績	○定例相談の実施 ・R7年6月　1件（中央児相1件） ・R7年8月　1件（中央児相1件） ・R7年11月　1件（中央児相1件） ＊R7年度実績　中央児相3件	○相談対応医師 こころの発達総合支援センター ・後藤医師 ・金重医師
その他	・児相ケースに対し、本相談が有効に活用されており、R8年度においても継続して実施。	

②プラザ内の取組

	内　　容	備考
事業主体	**子ども心理治療センターうぐいすの杜**	
連携先	**中央児童相談所（都留児童相談所）** **こころの発達総合支援センター** **うぐいすの杜学園** **関係機関（前措置施設、移行先施設、医療機関、市町村、移行先地域の学校等）**	
取組内容	**〇総合環境療法実施に係る多職種連携会議、関係機関連携** 総合環境療法の一環として、児童の治療段階に応じて、施設内外の機関と連携を行い、児童の治療目標達成や移行に向けて情報共有や協議を行う。 児童入所・通所まで・・・入所・通所検討会議、ケース説明 入所・通所支援中　・・・治療支援検討会議 ・・・申し送り、ケースカンファレンス ・・・児童相談所ケースワーカー面接 ・・・措置児童診察 退所に向けて　・・・移行検討会議	
令和7年度実績	〇実施回数 ・入所・通所検討会議、ケース説明：17回 〔 5月(1回)、6月(1回)、7月(2回)、8月(2回)、9月(3回)、10月(2回)、1月(1回)、2月(2回)、3月(3回) 〕 ・治療支援検討会議（アセスメント会議・自立支援計画検討会議）：43回 〔 5月(5回)、6月(4回)、7月(7回)、9月(6回)、10月(5回)、11月(5回)、12月(5回) 1月(3回)、2月(2回)、3月(1回) 〕 ・うぐいすの杜学園との申し送り、カンファレンス：平日は原則毎日実施。 ・児童相談所ケースワーカー面接：79件 〔 4月(3件)、5月(3件)、6月(5件)、7月(5件)、8月(7件)、9月(5件)、 10月(8件)、11月(8件)、12月(8件)、1月(8件)、2月(8件)、3月(11件) 〕 ・措置児童診察：122回（上村所長による診察） ・移行検討会議：9回〔 6月(1回)、7月(4回)、8月(1回)、9月(2回)、10月(1回) 〕 ・入所児童関係機関連携：340回〔 児童相談所：224回、 うぐいすの杜学園：76回、医療機関：36回、福祉機関：1回、その他：3回 〕 ・通所児童関係機関連携：515回〔 児童相談所：148回、うぐいすの杜学園：272回、医療機関：22回、福祉機関73回、その他：0回 〕	
その他	令和8年度においても継続して連携会議等を実施していく。入退所に際しても引き続きプラザ内機関と連携していきたい。	

②プラザ内の取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園**	
連携先	**中央児童相談所　（都留児童相談所）** **こころの発達総合支援センター** **子ども心理治療センターうぐいすの杜**	
取組内容	**○プラザ内におけるうぐいすの杜学園の教育内容等の理解促進** （目的） ・プラザ内職員を対象として、本校の教育活動や学校での児童生徒の様子について理解を深めることを目的に実施する。 （内容） ・授業公開の実施 ・懇談の実施 ・担当連絡会 ・学園祭の実施	
令和７年度実績	○授業公開 ・1学期末、３学期末　各1回　　計２回 ○懇談 ・１学期末、３学期末　各１回　　計２回 ・児童相談所ケースワーカー、心理治療センター担当者、担任、児童生徒、保護者で実施。 ○担当連絡会 ・１２月に実施 ・児童相談所ケースワーカー、心理治療センター担当者、担任、該当学部主事で実施。 ○学園祭（第５回　うぐいす祭） 令和７年１０月３１日（金）	・中学部３年生については、担当連絡会を11月に実施し、進路についての説明、相談の場とした。
その他		

②プラザ内の取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園**	
連携先	**中央児童相談所** **こころの発達総合支援センター** **子ども心理治療センターうぐいすの杜**	
取組内容	**○山梨県子どものこころサポートプラザ内機関との連携によるうぐいすの杜学園教員の帯同** （目的） ・サポートプラザ内の各機関が抱える幼児児童生徒の学習面や就学についての課題、在籍している学校や教育委員会等との関わりや、関係諸会議の中で生じている教育的課題について、各機関で行う支援に帯同し、学習上の具体的な支援方法や教育システムの情報及び教育資源の活用方法の提供を行う。 （内容） ・対象幼児児童生徒が在籍している保育園、幼稚園、小中学校、高等学校等への帯同支援 ・関係諸会議への参加 ・プラザ内各機関での相談等への帯同	
令和７年度実績	○ケース会議等への参加 ・児童相談所からの依頼により、対象児童の居住地区要保護児童対策地域協議会に本校コーディネーターが参加した。 ○一時保護所での学習における課題についての支援 ・一時保護措置中の児童生徒の学習の様子を見学し、学習における課題の共有および課題に対する助言を行った。	
その他		

②プラザ内の取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園**	
連携先	**子ども心理治療センターうぐいすの杜** **こころの発達総合支援センター**	
取組内容	**○医療との連携** （目的） ・児童生徒・教職員の健康及び精神衛生面でのサポートをしてもらう。 （方法） ・学校医（内科・精神科）と学校衛生管理医をプラザ内の医師に依頼する。	
令和７年度実績	○内科検診 ・令和７年５月２０日（火） ・後藤医師（学校医） ・対象：児童生徒 ・内容：内科検診 ○学校保健委員会 ・令和８年１月２８日（水） ・後藤医師（学校医） ○安全衛生委員会 ・令和８年３月１３日（金） ・上村医師（衛生管理医）	
その他		

③　地域連携による取組内容

＜中央児童相談所＞
〇家族再統合支援事業（対応スタッフへのスーパービジョン）
〇山梨県メンタルフレンド派遣事業
〇管轄市町村児童相談担当職員実務研修
〇山梨県警察本部との情報共有・連絡会議・合同訓練
〇フォスタリング連絡会、相談支援員・里親支援専門相談員連絡会
〇要保護児童対策地域協議会への参加

＜こころの発達総合支援センター＞
〇発達障害医療支援体制整備事業
〇関係機関連携パス
〇子どもの心の診療対応力向上研修（子どもの心の総合支援研修）
〇山梨県発達障害者支援センター連絡調整会議
〇発達障害児者の支援に係わる市町村担当者等会議・研修会
〇発達障害者サポーター養成・派遣
〇地域の人材育成（研修事業）
〇発達支援リーダー養成研修
〇市町村の人材育成とプログラム開発
〇総合教育センター相談支援センターとの相談支援連絡会
〇発達障害者就労支援研修

＜子ども心理治療センターうぐいすの杜＞
〇家族療法事業「ハルクル」
〇アフターフォロー、アフターフォロー連携

＜山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園＞
〇特別支援学校のセンター的機能の発揮

中央児童相談所

地域連携による取組内容

背景

- 子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者を含めた家庭ごと支える視点が重要
- 生活支援等においては、子どもや家庭にとって最も身近な市町村や学校、その他子どもを取り巻く**関係機関との連携した支援が必要不可欠**

中央児童相談所

・児童虐待対応課　・診断育成課
・相談支援第一課　・処遇指導・移行支援課
・相談支援第二課　・一時保護課

連 携

地域(関係機関)

・市町村　・児童福祉施設
・学校　・関係団体
・警察　・里親　等

中央児童相談所と地域（関係機関）とが連携した各種取組を実施

取組内容

●家族再統合支援事業
児童相談所職員及び児童福祉施設の職員や専門里親等に対してケース会議を開催し、児童精神科医によるスーパービジョンを実施

●メンタルフレンド派遣事業
児童の兄または姉に相当する世代の者を心の友（メンタルフレンド）として家庭に派遣し、児童とのふれあいを図る

●管轄市町村児童相談担当職員実務研修
市町村における日々の相談支援や要保護児童対策地域協議会の運営において、子育て支援や母子保健との連携、子ども家庭センターの活用方法について学び、情報交換を行う。

●警察本部との情報共有・連絡会議・合同研修
児童虐待に関する情報共有、合同研修等を実施し連携強化を図る

●要保護児童対策地域協議会への参加
支援対象児童の早期発見、迅速な対応、関係機関との情報共有等のために各市町村に設置されている協議会に参加し助言・調整等を行う。

●フォスタリング※連絡会、相談支援員・里親支援専門相談員連絡会
各種連絡会を開催し情報共有や支援方法の検討等を行う　※フォスタリング：里親養育包括支援を行う機関

地域（関係機関）との更なる連携を図り「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指す

③地域との取組

	内　　容	備　考
事業主体	**中央児童相談所**	
連携先	**児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設**	
取組内容	**○家族再統合支援事業（対応スタッフへのスーパービジョン）** 〈目的〉 ・虐待による一時保護や児童福祉施設に措置された子どもとその保護者に対して、通所あるいは宿泊による指導等を実施し、虐待を行った家庭における養育機能の再生・強化や親子関係の改善を図るとともに児童の人権擁護の促進を目的とする。 〈内容〉 ・家族再統合に向けた支援を行う児童相談所及び児童福祉施設の職員や専門里親等に対して、月一回各施設とのケース検討会を開催し、児童精神科医(県外在住）によるスーパーヴィジョンを実施。	
令和7年度実績	○実績 ・各施設にて事例検討実施。（１2回） ４月10日　児童養護施設あいむ ５月８日　児童養護施設クローバー学園　　６月１２日　立正光正園乳児院 ７月１０日　乳児院ひまわり　　８月１４日　中央児童相談所 ９月１１日　児童養護施設ハーベスト　　１０月９日　児童養護施設明生学園 １１月６日　子ども心理治療センターうぐいすの杜 １２月４日　児童自立支援施設甲陽学園 １月８日　児童養護施設めだかの学校ジュニア ２月１２日　児童養護施設くずはの森 ３月１２日　児童養護施設立正光正園	
その他		

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**中央児童相談所**	
連携先	**県内大学（短期大学）**	
取組内容	**○山梨県メンタルフレンド派遣事業** （目的） ひきこもり・不登校児童に対する児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、児童の兄または姉に相当する世代の者を心の友（メンタルフレンド）としてその家庭に派遣し、当該児童とのふれあいを通じて児童の福祉の向上を図る。 （内容） ・メンタルフレンド（18歳以上30歳未満の者）になることを希望する候補者に対して研修会を実施する。 ・メンタルフレンドは良き理解者として児童に接し、児童の自主性、社会性等の伸長を援助する。 ・児童の状況について定期的に指導担当者に報告し、その指導を受けるとともに活動検討会に出席するよう努めるものとする。	
令和７年度実績	○実績 ・６月２１日　メンタルフレンド研修会 　研修参加者人数　１５人　登録者数　１５人	
その他	メンタルフレンドの登録者数を増やし、より効果的な派遣を行っていくためには、大学等との連携を更に強化していく必要がある。	

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**中央児童相談所**	
連携先	**管轄内市町村**	
取組内容	**○管轄市町村児童相談担当職員実務研修** （目的） 　近年、少子化社会と言われつつも児童虐待の通告受理件数は高止まりし、ひとり親家庭の増加、生活困窮による家庭の養育力の低下等、支援が難しくなってきており、児童が地域で安心・安全に生活するためには市町村における要保護児童対策地域協議会（以下『要対協』という。）の役割がさらに重要となってきている。 　一方で、設置が努力義務とされた子ども家庭センターは、要対協事務局が運営主体を兼ねるところも多く、同センターの機能を活用することで子どもや保護者への支援や対応に繋げられることが期待されるところでもある。 　このため、本研修では日々の相談支援と要対協の運営に子育て支援と母子保健との連携、子ども家庭センターの機能を活かす方法について、講義と実践例の提供を受け情報交換を行う。	
令和７年度実績	○実績 ・日時：令和７年９月１２日 ・内容：①講義「子ども家庭センターの機能を最大化する～子育て　支援と母子保健の協力～」 ②状況報告と実践について（山梨市、昭和町） ③えんたくんを使用した情報交換 ・方法：実地研修 ・講師：白梅大学 名誉教授 長谷川俊雄先生（social work lab MIRAI代表） ・参加人数（市町村職員）：１８名	
その他	今回は、こども家庭センターを設置する市町村が増えてきたことから、改めてセンターに期待されることや実際に取り組んでいる市町村からの実践報告を聞き、それぞれの取り組みについて情報交換を行った。今後も内容を検討して研修を開催していく。	

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**中央児童相談所**	
連携先	**山梨県警察本部 人身安全・少年課**	
取組内容	**○協定書に基づく情報共有** ・児童虐待に関する情報を共有することで連携した対応を行う。 **○連絡会議** ・児童虐待の取扱状況および協定に基づく情報共有等の協議 **○児童相談所と山梨県警察との合同研修会** ・一時保護司法審査等の研修 ・立入調査に関する研修、ロールプレイ	
令和７年度実績	○協定書に基づく情報共有　Ｒ７年度実績：７５件 ○連絡会議 ・日時：令和７年１０月２４日（金） ・場所：子どものこころサポートプラザ会議室 ・内容：・児童虐待の取扱状況と協定に基づく情報共有他 ・参加者：２０人 ○児童相談所と山梨県警察との合同研修会 ・日時：令和７年１２月１８日（木） ・場所：県警察学校講堂、模擬家屋 ・内容：一時保護の司法審査に関する講義(石川法律事務所三浦弁護士) 立入調査についてのロールプレイ ・参加者：５１人	
その他	・児童虐待相談は、困難ケースの対応等が増加し、警察との連携を強化していく必要があるため、今後も継続して実施していく。また、立入調査、臨検・捜索の事案が出たときにすぐに対応できるよう合同研修会を開催し、実際の流れについて把握しておくことが必要である。	

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**中央児童相談所**	
連携先	**里親支援センター・里親支援専門相談員・乳児院・児童養護施設**	
取組内容	**1　フォスタリング連絡会** ・隔月開催。 ・こども福祉課、里親支援センター、中央･都留児童相談所。 ・連携のための情報共有と役割分担の確認。 **2　相談支援員・里専連絡会** ・各里親支援センターごとに毎月1回開催。 ・里親支援専門相談員、里親支援センター、中央・都留児童相談所。 ・相談支援員と里親支援専門相談員が各里親家庭を訪問した内容を報告・共有し、支援方法等対応を検討する。 ・必要に応じて、担当児童福祉司へ支援を依頼する。 ・里親支援関連行事の確認。	
令和７年度実績	1　計６回開催。 2　各里親支援センターごとに１２回、計２４回開催。	
その他	・山梨県きずな会（里親会）の事務局は、長年中央児童相談所の処遇指導課が担ってきたが、令和５年７月にフォスタリング機関（社会的養育機関エール）に移管した。 ・パーマネンシープランニングモデルの実践に伴い、里親による養育や養子縁組による養育への移行が進んだ。 ・令和６年度里親支援センターが２か所設置され、令和７年度より稼働。	

③地域との取組

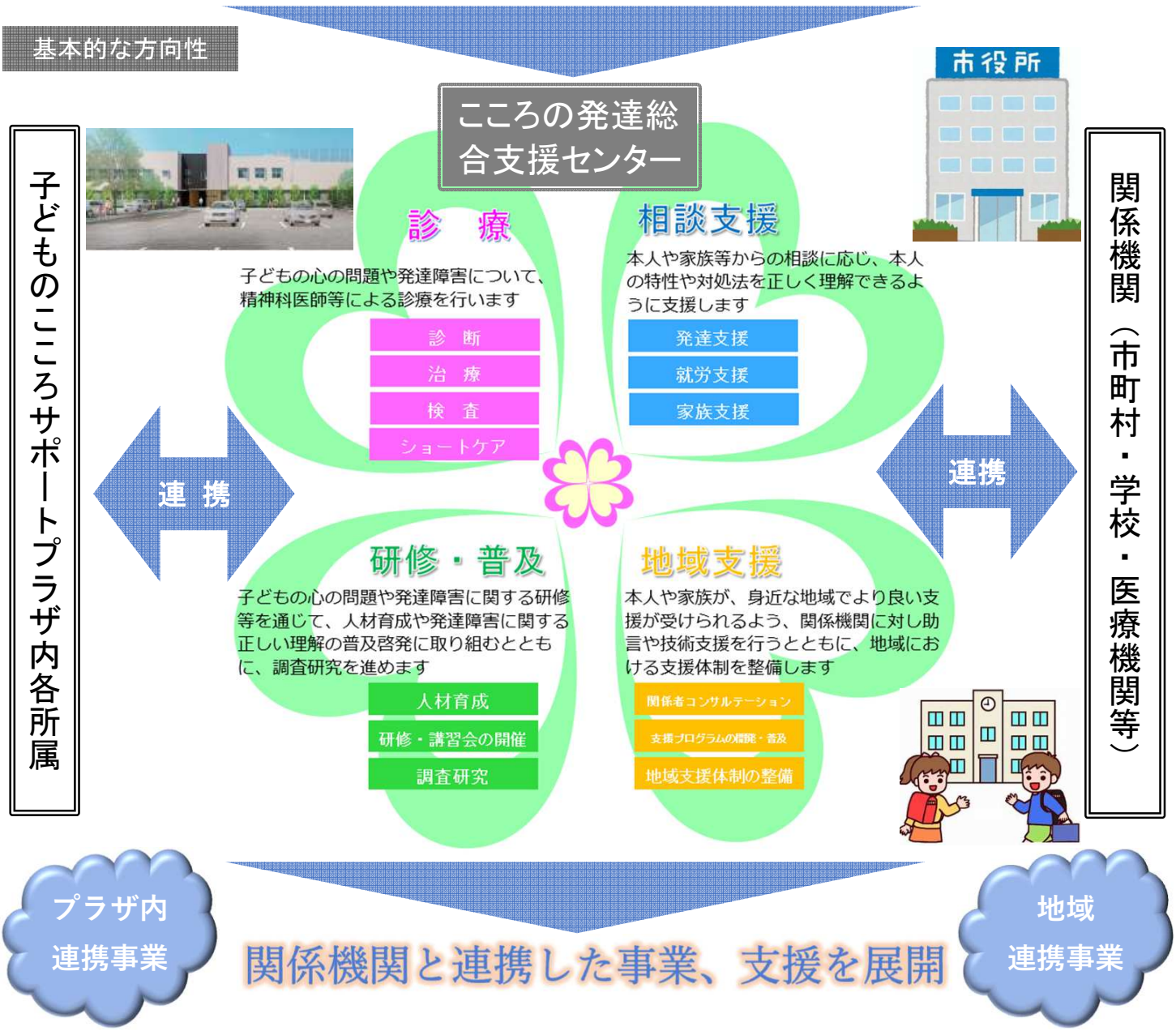
	内　　容	備　　考
事業主体	**中央児童相談所**	
連携先	**県内市町村、小中学校、児童福祉施設、医療機関、警察、その他関係団体**	
取組内容	**○要保護児童対策地域協議会への参加** （目的） 　虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な対応を図るため、市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されている。 　虐待を受けている児童を始めとして、対象児童の早期発見、迅速な対応、関係機関との情報共有、対応の確認、役割分担と共働のために協議会に参加し、必要な助言、調整等を行う。	
令和７年度実績	随時参加	
その他	各市町村によって児童相談への対応に格差が感じられる。本来であれば主体的に関わっていっていただきたいところであるので、当所からの助言や関係機関との共働を進めることで子どもや保護者が身近な地域で生活し続けられるよう市町村担当部署を支えていく。	

地域連携による取組内容

基本目標

心に問題を抱えた子どもや発達障害児者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活することができるように、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、発達課題等への支援を行う。

基本的な方向性



主な連携事業（詳細は別頁）

プラザ内連携の取り組み

〇こころの発達総合支援センター医師による児童相談所職員の定例相談

地域連携による取り組み

〇発達障害医療支援体制整備事業
〇関係機関連携パス
〇子どもの心の診療対応力向上研修（子どもの心の総合支援研修）
〇山梨県発達障害者支援センター連絡調整会議
〇発達障害児者の支援に係わる市町村担当者等会議・研修会
〇発達障害者サポーター養成・派遣
〇地域の人材育成（研修事業）
〇発達支援リーダー養成研修
〇市町村の人材育成とプログラム開発
〇総合教育センター相談支援センターとの相談支援連絡会
〇発達障害者就労支援研修

③地域との取組

	内　　容	備　考
事業主体	**こころの発達総合支援センター**	
連携先	**地域の小児科医/精神科医**	
取組内容	**○発達障害医療支援体制整備事業** **＜小児科連携＞** （目的） 発達障害の早期把握・早期支援を行うため、発達障害のある子どもが地域で安心して医療を受けることができるよう、こころの発達総合支援センターを中心とした医療ネットワークの構築を行う。 （内容） 1 こどもの発達を考える医療連携会議の開催 2 研修会の開催 **＜精神科連携＞** （目的） 発達障害者の地域支援を充実させるため、発達障害のある大人が地域で安心して医療を受けることができるよう、こころの発達総合支援センターを中心とした地域の精神科医及び精神科医療機関との診療ネットワークを構築する。 （内容） 1 発達障害のための精神科医療連携会議の開催 2 研修会の開催	
令和7年度実績	（小児科連携） ○会議の開催（年4回）参加者延べ 176人 ・「5歳児健診」に係る国の動向についての情報提供 ・５歳児健診実施している市町村の現状報告 ・県内の特別支援教育に関する状況報告　　等 ・連携パス実績29件 ○研修会の開催 ・開催　R8年2月27日（金）参加者 119人 ・内容　講師　鳥取県立総合療育センター 院長 小枝達也先生 演題　発達に課題のある子どもへの気づきと支援 ～5歳児健診の意義と効果について～ （精神科連携） ○会議の開催（年2回）参加者延べ 27人 ・センターにおける診療・相談機能の現状報告、R7年度の取り組みについて ・精神科医療連携について ・症例検討 ○研修会の開催 ・開催　R7年10月1日（水） 参加者25人（うちオンライン8人） ・内容　講師　信州大学医学部子どものこころの発達医学教室 教授 本田秀夫先生 演題　運に左右される成人期の発達障害診療	
その他	（小児科連携） ・小児科医だけでなく、健診実施者である市町村保健師も巻き込んでの開催により、参加者の大幅増につながり、多職種連携に寄与された。 ・今後も、地域において医療機関との連携が図られるよう取組を進めていく。 （精神科連携） ・「連携パス」を検討し、連携強化につなげていく。	

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**こころの発達総合支援センター**	
連携先	**市町村、総合教育センター、児童相談所等**	
取組内容	**○関係機関連携パス** （目的） 　発達障害の当事者を中心に、地域で支援にあたる関係機関（市町村の母子保健や福祉、学校や教育委員会、相談支援事業所など）と当センターとの連携の流れや役割を明確に示した行程表である連携パスの仕組みを通して、関係機関のレベルアップによる地域の支援体制の強化を目指し、待機期間に関係なく優先的に対応する。	
令和7年度実績	＊市町村連携パス　9件 ＊総合教育センター連携パス　0件 ＊児童相談所連携パス　23件	
その他	・いずれの連携パスにおいても担当者が変わることなどで、パスの本来の主旨や手順からそれることがあるため、毎回、目的や内容の確認が必要となっている。 ・連携パスを通じて、それぞれの地域で関係機関同士の連携を促す効果も期待していたところ、実際に地域における連携（市町村母子保健と教育や地域小児科連携）につながっている事例が出てきた。	

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**こころの発達総合支援センター**	
連携先	**子どもの心の診療に携わる医師及び関連職種の職員**	
取組内容	**○子どもの心の診療対応力向上研修** （目的） 子どもの心の診療に携わる医師及び関連職種が、より高い専門性を身につけ、対応力向上を図ることにより、良質な医療が継続して提供されることを目的とする。 （内容） 研修会の開催 **○子どもの心の総合支援研修** （目的） 子どものこころの診療関連職種専門研修事業において、子どもの心に関するさまざまな問題や発達障害のある人に関わる専門職種の技術向上を図るとともに、地域の支援体制の整備や充実を図ることを目的とする。 （内容） 研修会の開催	
令和7年度実績	○子どもの心の診療対応力向上研修 ①開催日　R7年11月28日（金） 講　師　山梨学院大学教職センター 准教授 富永大悟先生 演　題　学習困難のアセスメントや支援方法について ～グループワークをとおして具体的に学ぼう～ 参加者　9人（小児科医、精神科医等） ②開催日　R8年1月23日（金） 講　師　山梨大学医学部小児科 特任助教 佐野史和先生 演　題　不登校の支援を学ぼう　～具体的な実践例をとおして～ 参加者　11人（小児科医、精神科医等） ○子どもの心の総合支援研修 ①開催日　R7年11月28日（金） 講　師　山梨学院大学教職センター 准教授 富永大悟先生 演　題　学習困難のアセスメントや支援方法について ～グループワークをとおして具体的に学ぼう～ 参加者　15人 ②開催日　R8年1月23日（金） 講　師　山梨大学医学部小児科 特任助教 佐野史和先生 演　題　不登校の支援を学ぼう～具体的な実践例をとおして～ 参加者　30人	
その他	参加者の関心や満足度が高く、有効な研修となっていることから、継続して実施してく方向。	

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**こころの発達総合支援センター**	
連携先	**・自閉症児施設等　・児童相談所　・障害者相談所** **・保健福祉事務所　・教育委員会　・公共職業安定所** **・地域障害者職業センター　・医療機関** **・障害児（者）地域療育等支援事業実施施設** **・市町村　・家族団体　等　関係機関**	
取組内容	**○山梨県発達障害者支援センター連絡調整会議** （目的） 地域の発達障害児（者）に総合的なサービスを提供するため、発達障害児（者）の支援に関わる医療・保健・教育・福祉等の関係機関に対し、支援の現状や課題等を情報提供するとともに、関係機関の現状や課題等について情報共有し、効果的な連携を図る。 （内容） ・こころの発達総合支援センター事業報告 ・こころの発達総合支援センター業務内容 ・情報交換	
令和7年度実績	（実施内容） ・R7年6月2日（月） ・参加者 関係機関68機関 ・内容 ①令和6年度事業報告及び令和7年度事業方針 ②演題　「発達の気になる子」 講師　こころの発達総合支援センター 所長 後藤裕介氏	
その他	今後も、発達障害者支援センターとして、関係機関及び民間団体との連絡調整を積極的に行っていく。	

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**こころの発達総合支援センター**	
連携先	**・市町村　・障害児（者）地域療育等支援事業実施施設** **・保健福祉事務所　・障害者基幹相談支援センター　等**	
取組内容	**○発達障害児者の支援に係わる市町村担当者等会議・研修会について** （目的） 地域での発達障害（児）者に係わる支援体制整備や推進、連携等の課題について検討するため、発達障害（児）者を支援する市町村等に対し、会議・研修を開催する。 また、県内の支援体制整備の調査及び調査結果に基づく評価を行い、市町村における支援体制整備に関する意識付けの強化を図り、県内の支援体制整備の推進を目指す。 （内容） ・研修会 ・講義、グループワーク、情報共有（県内４圏域で実施）	
令和7年度実績	（実施内容） ・【第１回】令和7年10月22日（水） ・参加者　64名 ・内容 講義「発達障害のある子どもと家族を支援するための地域支援体制づくり」 ・【第２回】令和7年11月～令和8年2月（各圏域で2日ずつ、計8日） ・参加者　計57名 ・内容 講義「発達障害のある子どもと家族を支援するための地域支援体制づくり」 グループワーク（Q-SACCS、Q-PASSを用いた地域ケアパスを市町村ごとに作成し、実情を把握、課題や連携、施策等を検討）	
その他	令和８年度も引き続き開催する。第１回については、ツールの開発者による講義を実施。第２回については県内２会場で開催し、ツールを用いた演習を行う。	

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**こころの発達総合支援センター**	
連携先	**県内大学等**	
取組内容	**○発達障害者サポーター養成・派遣** （目的） 　学校不適応やひきこもり状態等にある発達障害のある者に対し、発達障害者サポーターを派遣し、継続的な対人関係の機会をもち、きめ細かい生活上の助言・支援を行うことで、社会参加・就労準備の機会を作る。 （内容） 　研修等により、発達障害者サポーターを養成し、養成したサポーターを発達障害のある子どもへ派遣する。 ・サポーター対象者 　保健、福祉、教育、心理学等を専攻している大学生などのうち障害福祉に関して一定レベルの知識・理解を有している者 ・派遣対象者 　当センターの利用者で、かつ発達障害の診断（ASD、LD、ADHD等）のある、相談相手や理解者を必要とする小学校高学年から高校生くらいまでの者	
令和7年度実績	○養成 　・新規登録サポーター4人を含め、全サポーター8名が登録済み。 　・令和7年8月25日（月）　基礎研修会（参加者8名） 　・令和8年2月24日（火）　事例検討会（参加者10名、講師1名） ○派遣 　・当センターの学齢期後期から青年期ケース　3ケース（活動回数計18回）	
その他		

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**こころの発達総合支援センター**	
連携先	**発達障害者の支援に関わる関係機関** **（保育所、幼稚園、市町村、学校、圏域マネージャー、児童発達支援センター職員　等）**	
取組内容	**○地域の人材育成（研修事業）** **＜発達障害基礎研修＞** 自閉症スペクトラム等の特性を持つ幼児期の子どもや養育者が抱える課題に対する支援に必要な知識を学ぶ。 **＜発達障害専門研修＞** 地域の支援関係者に対して、支援の困難性やニーズの高い事例を取り上げる。 **＜子どもの心の総合支援研修＞** 子どもの心に関する様々な問題や発達障害のある人に関わる専門職員の技術向上を図る。併せて、地域の支援体制の整備や充実を図る。	
令和7年度実績	＜発達障害基礎研修＞ 開催①　R8年2月12日（木）　参加者 13人 内容　講師　上智大学言語聴覚研究センター 准教授 原恵子先生 ・症例検討 開催②　R8年2月19日（木）　参加者 27人 内容　講師　上智大学言語聴覚研究センター 准教授 原恵子先生 演題　子どもの言葉の育ち・育てる視点 ＜発達障害専門研修＞ 開催①　R7年10月8日（水）　参加者 71人　※ハイブリッド 内容　講師　一般社団法人日本発達障害ネットワーク 理事長 市川 宏伸先生 演題　発達障害の歩み 開催②　R7年11月27日（木）　参加者 97人　※ハイブリッド 内容　講師　山梨大学医学部附属病院小児科 准教授 加賀佳美先生 演題　限局性学習症（学習障害）の理解と支援 ＜子どもの心の総合支援研修＞（再掲） 開催日　R7年11月28日（金） 講　師　山梨学院大学教職センター 准教授 富永大悟先生 演　題　学習困難のアセスメントや支援方法について ～グループワークをとおして具体的に学ぼう～ 参加者　15人 ②開催日　R8年1月23日（金） 講　師　山梨大学医学部小児科 特任助教 佐野史和先生 演　題　不登校の支援を学ぼう　～具体的な実践例をとおして～ 参加者　30人	
その他	今後も地域の人材育成のため、研修を継続して実施。	

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**こころの発達総合支援センター**	
連携先	**・市町村母子保健または児童福祉主管職員** **・障害児者地域療育等支援事業所地域療育コーディネーター** **・特別支援学校特別支援教育コーディネーター**	
取組内容	**○発達支援リーダー養成研修** （目的） 県内の発達支援体制の充実を目指して、ライフステージを通した発達障害の基礎知識や支援技術、地域連携等について学び、地域において発達支援業務の中核を担い、関係部署との連携や体制作りに貢献できる人材を育成。 （内容） ・基本研修８科目（必須） ・選択研修一人６科目程度 ・概ね６か月の期間内に実施 ・座学の講師は、センター医師及びスタッフ 等 ・センター業務の見学やグループ討議を組み合わせる	
令和7年度実績	○参加者9名 ○講義等数　基本研修８科目（７回）＋選択研修 ○実施内容（詳細は、当センター事業概要を参照） ・田中顧問（医師）、後藤所長（医師）、金重次長（医師）、当センタースタッフが講師となった。 ・見学研修については、当センタースタッフ全員で受け入れた。	
その他	・R8年度も開催し、地域でリーダー的に支援を担える人材を増やしていく。 ・人材育成とともに、人材が活用できる仕組み作りの検討も行っていく。	

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**こころの発達総合支援センター**	
連携先	**市町村等**	
取組内容	**○市町村の人材育成とプログラム開発** **＜幼児集団療育事業＞** 当センターが行う幼児集団療育に市町村保健師等が見学参加し、必要に応じ関係者カンファレンス等も行って、市町村におけるプログラム開発を支援。 **＜ペアレントサポートプログラム＞** 発達障害児を抱える親のためのサポートプログラムを開発するための情報提供とプログラム参加。 **＜家族支援研修＞** 身近で家族支援にあたる市町村職員等が、家族支援に必要な知識・技術を獲得、向上するための講義。	
令和7年度実績	＜幼児集団療育事業＞ 「ころころグループ」を2クール（春：７回、秋：７回）と「わくわくグループ」（３日間）の2プログラムを実施した。「ころころグループ」は9家庭(春：5家庭、秋：4家庭）が参加した。「わくわくグループ」は10家庭が参加した。市町村職員等延べ14名が見学参加した。 ＜ペアレントサポートプログラム＞ 6月、7月、9月に1回ずつ計3回実施。 参加者(人) 6月　保健師11　社会福祉士3　保育士1 7月　保健師12　社会福祉士3　保育士1　教員1　指導主事1 公認心理師1 9月　保健師12　社会福祉士3　保育士1　指導員1 ＜家族支援研修＞ ・開催　R7年9月3日（水） ・内容　家族支援～コミュニケーションのポイントと効果的な支援の順序～ ・講師　ハーティック研究所 所長 高山恵子先生 ・参加者　対面：3名　オンライン：50名	
その他	今後も市町村等身近で支援に関わる人材育成は重要。積極的に支援していく。	

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**こころの発達総合支援センター**	
連携先	**総合教育センター**	
取組内容	**〇総合教育センター相談支援センターとの相談支援連絡会** （目的・内容） ・子どもの心の健康や発達障害に関わる問題に的確に対応するため、事例について共通理解を図り学校や家庭での支援に生かす。 ・医療、福祉、教育の連携を図り、情報交換や学習会等を通して得られたことを業務に生かす。 ・業務内容や支援、教材教具の活用等について、情報共有。	
令和7年度実績	〇総合教育センター相談支援センターとの相談支援連絡会 年４回開催。（5月、7月、10月、2月） ・業務紹介、連携パスについて ・受験に伴う合理的配慮、教職員向けの発達障害研修、通級指導教室について ・当センターの支援プログラム、診断のプロセスについて ・年度のまとめ、令和８年度の計画について	
その他	総合教育センターとの相談支援連絡会については、R8年度も4回の開催を予定。機関連携を強化していく。	

③地域との取組

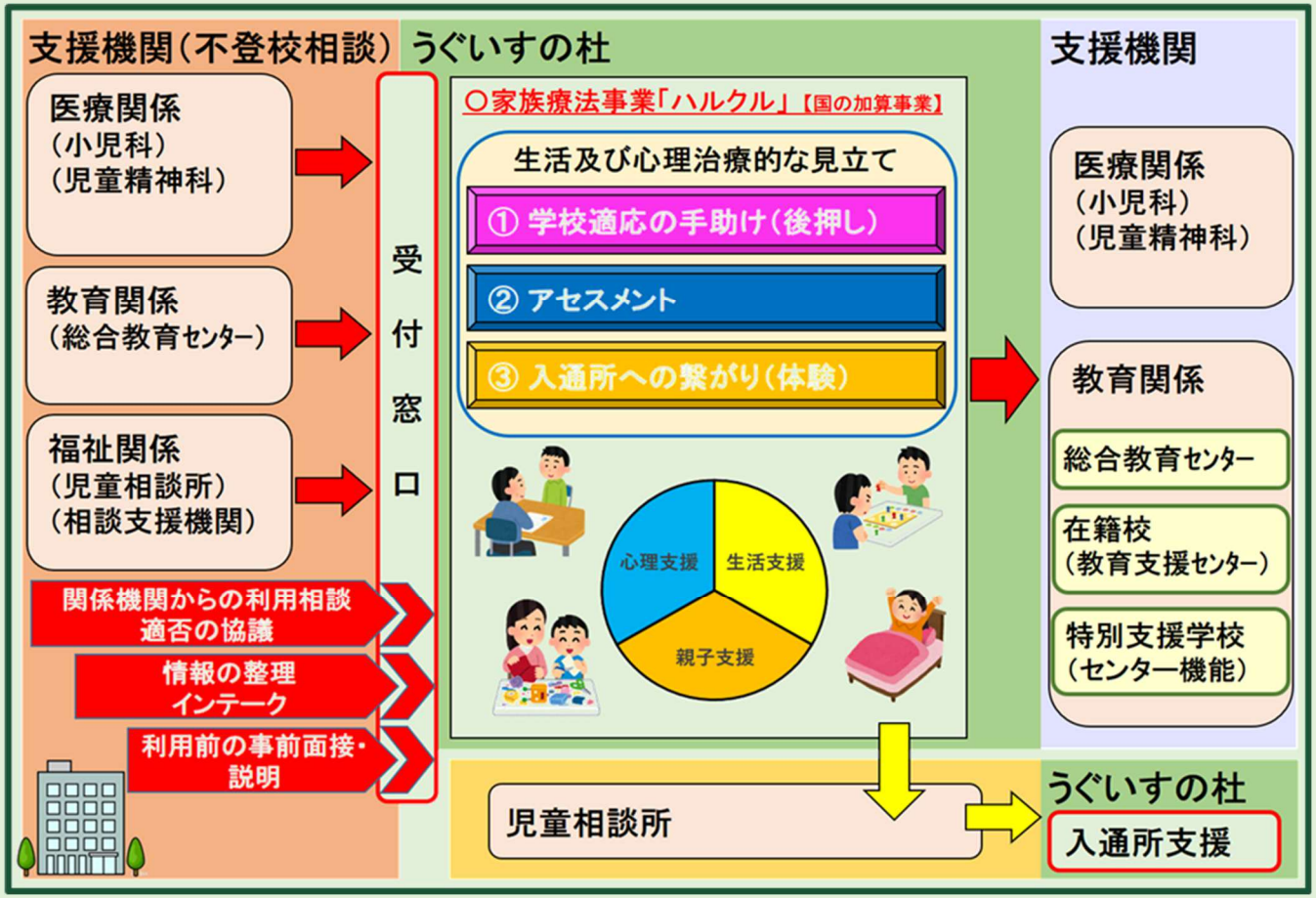
	内　　容	備　　考
事業主体	**こころの発達総合支援センター**	
連携先	**山梨労働局** **山梨障害者職業センター** **障がい者就業・生活支援センター** **若者サポートステーション** **公共職業安定所** **山梨県立就業支援センター　等　関係機関**	
取組内容	**○発達障害者就労支援研修** 就労関係機関に対し、就労支援の取組等について講義	
令和7年度実績	○発達障害者就労支援研修 ・開催　R7年12月25日（木） ・講義　本人理解を軸にした発達障害者の就労支援 ・講師　山梨障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー 安部芳和先生	
その他	今後も就労支援機関との一層の連携を図り、支援強化に努めていく。	

子ども心理治療センターうぐいすの杜　地域連携による取り組み内容

うぐいすの杜では、地域連携の取り組みの１つとして、令和4年度より家族療法事業「ハルクル」を行っています。

家族療法事業「ハルクル」

支援機関からのご紹介を受け、何らかの理由で学校に行けない、もしくは行きにくい状況になっているお子さんを対象に
日中の活動を通して活力や自信を養うことを目的とした短期間の家族療法事業「ハルクル」を実施しています。



③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**子ども心理治療センターうぐいすの杜**	
連携先	**・中央児童相談所** **・都留児童相談所** **・こころの発達総合支援センター** **・あけぼの医療福祉センター** **・精神保健福祉センター** **・総合教育センター** **・甲府共立病院** **・HANAZONOホスピタル** **・子どもの心のクリニック・テラ** **・子ども家庭支援センター・テラ** **・ネストやまなし**	
取組内容	**○家族療法事業「ハルクル」** ①事業説明、連絡調整 　年度当初、各機関へ連絡、資料配布を行い、事業の周知を図る。 第１～第３クールごと、全関係機関と連絡を取り、対象児童有無の確認を行う。紹介ケースがある場合は、情報共有を行う。 ②家族療法事業に関するケース会議 　対象児童についての事前・事後の情報共有を行う。 ③家族療法事業によるケース支援 　各機関より紹介のあった不登校等児童とその保護者に対し、個別セラピー・保護者支援を中心とした治療プログラムを行う。 ④入所児童への支援 　家族あるいは家庭生活に対する支援が必要な児童に対して、集団活動支援等を行う。	
令和7年度実績	①　10機関へ電話連絡を取り（必要に応じて訪問をし）、メールや郵送にて資料配布を行い、引き続きの連携を依頼した。 ②　こころの発達総合支援センター　8ケース×2回 　あけぼの医療福祉センター　　1ケース×2回 　事前事後の情報共有以外に問い合わせや連携会議など計62件 ③　計9家族（延べ支援数80回） ④　入所児童11名（延べ支援数208回） 　③+④＝288支援	
その他	・保護者や紹介先の希望により、随時紹介先機関や児童相談所、学校等と連絡を取っている。 ・当所への通所／入所へ移行するケースについては別途意見書を作成して児童相談所へ提出している。	

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**子ども心理治療センターうぐいすの杜**	
連携先	**児童養護施設（前措置施設、移行先施設）、児童相談所、医療機関、市町村、移行先地域の学校、うぐいすの杜学園、行政機関等**	
取組内容	**〇アフターフォロー、アフターフォロー連携** 退所児童に対し、1年間アフターフォローとして定期的にセンターに来所してもらい、退所後の状況確認、相談対応を行う。また、退所児童の移行先施設への訪問や面接、復学・転学・入学先の学校との連携、支援機関とのカンファレンスや情報交換を随時実施し、退所後の地域生活での支援体制を構築し、切れ目のない支援を行っている。	
令和7年度実績	〇実施回数 ・アフターフォロー：19回 〔 4月：2回、5月：2回、6月：2回、7月：2回、8月：1回、9月：1回、10月：2回、11月：2回、12月：1回、1月：0回、2月：2回、3月：2回 〕 ・アフターフォロー連携：35回 〔 児童相談所：21回、うぐいすの杜学園：2回、 医療機関：0回、福祉機関：12回 〕	
その他	令和8年度においても継続して退所児童へのアフターフォロー、関係機関へのアフターフォロー連携を実施していく。	

地域連携による取組内容

目的 ■ 就学前、小中学校、高等学校において、教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくために、教育上の専門性を生かしながら支援していく。

転学に係る支援

・転入学相談者に係る支援
・転出者に係る支援（転出後3年間）



教育相談・学校見学

（内容）本校の概要　特別支援教育について
関係機関との連携　など
（方法）来校していただいての相談
電話　メール　など



うぐいすの杜学園
センター的機能



訪問・研修支援

（内容）心因性の疾患及び発達障害の二次障害に係る支援についての相談支援
（対象地域）甲府市・笛吹市・甲州市・山梨市
甲斐市・中央市・昭和町



連携会議

病弱専門部特別支援連携会議の共同運営

・甲府市地域自立支援協議会　等



主な連携先：市町村教育委員会　小学校・中学校・高等学校・関連特別支援学校　等

③地域との取組

	内　　容	備　　考
事業主体	**山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園**	
連携先	**市町村教育委員会　小学校・中学校・高等学校　等**	
取組内容	**○特別支援学校のセンター的機能の発揮** （目的） ・就学前、小中学校、高等学校において、教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくために、教育上の専門性を生かしながら支援していく。 （内容） ①転学・卒業に係る支援 ・転入学についての相談支援 ・転出児童生徒に係る支援（転出後３年間） ②教育相談・学校見学 ・来校していただいての相談及び見学 ・電話による相談 ③訪問・研修支援 ・本校の概要説明及び病弱教育に関する研修 ④連携会議 ・病弱専門部特別支援連携会議の共同運営	
令和７年度実績	○転学・卒業に係る支援 ・転学及び進学関係資料、学習指導や支援についての参考となる資料の受領及び送付 ・ケース会議等による実態及び支援の確認 対象 3名 延べ5回 ・転出後の追支援（転出先との情報共有および相談） 対象 11名　電話確認 3回/年　訪問0回/年 ○教育相談・学校見学 ・小学生関係（保護者・本人・教員）　10回 ・中学生関係（保護者・本人・教員）　1回 ・電話相談　10回 ○訪問支援 ・小学校　3校 4回 ○研修支援 ・特別支援教育コーディネーター研修会議（4月30日） ・新特別支援教育担当者研修会（6月12日） ・笛吹教育研究協議会（8月20日） ・センター的機能発揮に係る指定地域学習会（8月21日） ・櫛形北小学校校内研修会（8月25日） ・押原中学地区教育研究協議会（10月28日） ○連携会議 ・病弱専門部特別支援連携会議　4回	
その他		

④職員の地域での活動状況等

・子どものこころサポートプラザセンター長

・中央児童相談所

・こころの発達総合支援センター

・子ども心理治療センターうぐいすの杜

・特別支援学校うぐいすの杜学園

業績(令和 7 年度:令和7年 4 月～令和 8 年 3 月)－相原正男

1. 社会活動

1) 相原正男. スーパーサイアンスハイスクール(SSH)運営指導委員会. 令和 7 年 6 月 2 日, 山梨県立日川高等学校, 山梨市.
2) 相原正男. 山梨県子ども支援員会. 令和 7 年 6 月 9 日, 甲府市.
3) 相原正男. 山梨県子ども支援委員会の取り組み状況等について. 山梨子ども・子育て支援条例検証委員会. 令和 7 年 7 月 22 日, 山梨県議会 第一委員会室, 甲府市.
4) 相原正男. 山梨県子どものこころサポートプラザ設立の社会的背景と施設紹介. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園運営協議会. 令和 7 年 11 月 19 日, 甲府市.
5) 相原正男. 山梨県立日川高等学校 SSH 運営指導委員会. 令和 7 年 12 月 12 日, 山梨市.
6) 相原正男. 山梨県子ども・子育て会議. 令和 7 年 12 月 24 日, 県庁, 甲府市.
7) 相原正男. 山梨県社会福祉研究会(講評). 令和 8 年 1 月 29 日, 甲府市.
8) 相原正男. SSH 研究発表会(講評). 令和 8 年 3 月 13 日, 山梨県立日川高等学校, 山梨市.

2. 教育活動

1) 相原正男. 発達障害－医療・福祉・保健の視点から-. 山梨大学医学部医学科講義. 令和 7 年 4 月 30 日, 中央市.
2) 相原正男. 脳科学よりみた心の発達. 山梨県立日川高等学校 SSH 講義. 令和 7 年 6 月 12 日, 山梨市.
3) 相原正男. 知的発達症. 都留文科大学教養学部学校教育学科講義. 令和 7 年 6 月 20 日, 都留市.
4) 相原正男. トータルライフでみた発達障害－個別支援から地域支援へ－. 山梨大学医学部看護学科講義. 令和 7 年 7 月 2 日, 中央市.

3. 講演活動

1) 相原正男. 子どもが未来に向かうための力とは？－対人支援で大切なこと－. 北杜市母子愛育会 20 周年記念講演. 令和 7 年 4 月 26 日, 北杜市.
2) 相原正男. 子どもへの支援で大切なこと. 児童相談所研修会. 令和 7 年 5 月 16 日, 甲府市.
3) 相原正男. 脳科学からみたニューロダイバーシティと神経発達症－医学モデルから社会モデルへ－. 子どものこころサポートプラザ連携推進会議学習会.

令和 7 年 6 月 19 日，甲府市.

4) 相原正男．子どもが未来に向かう力とは？－アタッチメントから非認知能力，しなやかな心へ－．げんき夢こども園研修会．令和 7 年 7 月 5 日，中央市.

5) 相原正男．子どもの多様性を理解する．笛吹市養護教員研究会夏季学習会．令和 7 年 7 月 25 日，笛吹市.

6) 相原正男．子どもへの支援で大切なこと－大人同士のアタッチメントも必要です-．中央児童相談所一時保護所職員研修．令和 7 年 8 月 21 日，甲府市.

7) 相原正男．子どもの支援で大切なこと．山梨南中学校運営協議会　令和 7 年 8 月 22 日，山梨市.

8) 相原正男．　子どもの支援で大切なこと－アタッチメントとその障害を中心に－．全国病児保育協議会山梨県支部研修会．令和 7 年 8 月 23 日，昭和町.

9) 相原正男．脳科学からみた心の発達．山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園研修会．令和 7 年 8 月 26 日，　甲府市.

10) 相原正男．現代社会に生きる子どもを育む－脳の多様性を理解した関わり－．山梨県こころの発達総合支援センター研修会．令和 7 年 12 月 11 日，甲府市.

11) 相原正男．未来に向かうための力とは－脳の多様性を理解した関わり－．全国保育士養成協議会　関東ブロック協議会セミナー．令和 8 年 1 月 24 日，大妻女子大学，東京.

4. 学術講演

相原正男．　基調講演：5 歳児健診の社会的背景とその意義―学校不適応を減らすために－．　第 43 回山梨県小児保健協会学術集会．令和 7 年 12 月 14 日，山梨大学医学部臨床大講堂．　中央市.

5. 論文

相原正男．ニューロダイバーシティと神経発達症．－神経発達症の臨床と基礎研究における認知神経科学の意義とその展望－　認知神経科学 26 81-89. 2025.

6. メディア

相原正男．シンポジウム ”県内の発達障害に係る取り組み（座長)”．　第 42 回日本小児神経学会山梨小児神経懇話会．山梨日日新聞 「発達障害　課題を共有－多職種取り組み紹介－」 令和 8 年 2 月 1 日.

1．講演活動（研修支援）

1）高山学「山梨県の児童虐待の現状と教育現場の役割について」
生徒指導主事連絡協議会　令和7年5月13日
2）高山学「児童虐待への対応及び警察との連携について」人身安全関連事案対策専科教養講座　令和7年7月2日
3）高山学「児童相談所の役割と被害者支援」被害者支援センターボランティア支援員養成講座　令和7年12月23日
4）中込多恵子「児童相談所の子ども支援」チャイルドラインやまなし公開講座
令和7年11月16日
5）安留昭人「2025年度指導教育担当児童福祉司任用前研修（児童福祉司スーパーバイザー研修）」西日本こども研修センターあかし　令和7年7月9日
6）安留昭人「パーマネンシーとこども家庭支援（基礎編）」千葉県現任階層別研修　令和7年7月18日
7）安留昭人「新しい里親×パートナー・ファミリー×QPI」　日本財団子どもWEEKEND　令和7年9月 26日
8）安留昭人「パーマネンシーとこども家庭支援（発展編）」千葉県現任階層別研修
令和７年12月19日
9）安留昭人「山梨県の取り組み紹介」子どもの家庭養育推進官民協議会　令和7年12月22日
10）安留昭人「家庭養育推進における協働を考える～里親との協働と社会による子育て～」第8回 FLEC フォーラム＋　令和8年1月30日
11）安留昭人「QPI フォーラム～里親・実親・里親支援機関・自治体が同じテーブルにつく文化を作るために～」QPI フォーラム　令和8年3月７日

1. フィールドワーク

1）後藤裕介. 山梨県インクルーシブ教育システム推進連携会議
2）後藤裕介. 山梨県インクルーシブ教育推進事業に係る病弱連携特別支援連携会議
3）後藤裕介. 山梨県教育支援委員会
4）後藤裕介. 甲府市教育支援委員会
5）後藤裕介. 山梨県予防のための子どもの死亡検証対整備事業 CDR 他機関検証委員会
6）後藤裕介. 山梨県精神保健協会理事
7）後藤裕介. 中央児童相談所保健衛生委員
8）後藤裕介. 医療と児相の連絡協議会
9）後藤裕介. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園学校医
10）後藤裕介. 病弱教育研究会全国大会実行委員会副実行委員長
（令和 7 年 8 月 23、24 日開催）
11）後藤裕介. 山梨県医療的ケア児等支援検討会議災害時対応部会
12）後藤裕介. 山梨県発達障害者サポートネットワーク推進協議
13）後藤裕介. 甲府市母子保健推進会議
14）後藤裕介. 山梨英和大学非常勤講師
15）後藤裕介. 山梨県子どものこころ専門医研修施設群　研修管理　委員会　委員

2. 教育講演・一般講演

1）後藤裕介. 病弱・身体虚弱支援と小児科診療. 山梨県インクルーシブ教育推進事業に係る病弱連携特別支援連携会議研修. 山梨県教育委員会. 令和 7 年 7 月 2 日. 笛吹市
2）後藤裕介. 医療と教育相談の連携 ～起立性調節障害を中心に～. 山梨県総合教育センター健康相談実践基礎研修会. 山梨県教育委員会. 令和 7 年 7 月 29 日. 笛吹市
3）後藤裕介. 拡げよう支援の輪 ～病弱支援教育の絆と多職種連携で支える子どもの育ち～. 全国病弱教育研究会 2025 山梨大会 シンポジウム. 令和 7 年 8 月 23 日. 都留市
4）後藤裕介. 発達特性のみかた. 山梨神経発達症を考える会. 令和 7 年 10 月 20 日. 中央市
5）後藤裕介. 子どもたちが安心して育つために～発達の特性や心の傷つきから「戸惑いを感じる」言動を考える～. 峡東地域子育て講演会. 峡東地域教育推進連絡協議会（峡地連）・山梨市教育委員会・峡東教育事務所. 令和 7 年 11 月 25 日. 甲州市
6）後藤裕介. アナフィラキシーの対応について. 甲陽学園研修会. 令和 7 年 7 月 8 日. 甲府市
7）後藤裕介. ASD や ADHD、SLD の理解と支援. 中央児童相談所スキルアップ研修. 令和 7 年 12 月 18 日. 甲府市

8)　後藤裕介. 発達特性と発達障害. 山梨小児神経懇話会. 令和 8 年 1 月 31 日. 中央市

3. 学会発表・活動

1)後藤裕介、金重紅美子、上村拓治、相原正男. 神経発達症における多職種連携の実践. 第 67 回日本小児神経学会学術集会. 令和 7 年 6 月 4 日-6 月 7 日. 鳥取
2) 日向杏子、後藤裕介、金重紅美子、相原正男、加賀佳美.　注意欠如多動症、限局性学習症児における学校不適応の現状. 第 17 回日本 ADHD 学会総会. 令和 8 年 2 月 28 日-3 月 1 日. 東京

1. フィールドワーク

1) 金重紅美子. 山梨県立学校いじめ問題対策委員会　委員
2) 金重紅美子. インクルーシブ教育推進事業に係る病弱専門部特別支援連携協議会　助言者
3) 金重紅美子. インクルーシブ教育推進事業　相談支援チーム専門家チーム会議　委員
4) 金重紅美子. 甲府市特別支援教育専門家チーム　専門委員
5) 金重紅美子. 山梨県障害者自立支援協議会 強度行動障害部会 委員
6) 金重紅美子. 山梨県子育て支援局倫理審査委員会　委員
7) 金重紅美子. 山梨県子どものこころ専門医研修施設群　研修統括責任者
8) 金重紅美子. 全国病弱教育研究会全国大会(2025 山梨大会)　実行委員
9) 金重紅美子. 全国病弱教育研究会全国大会(2025 山梨大会)第一分科会　助言者
10) 金重紅美子. 山梨県予防のための子どもの死亡検証体制整備事業　CDR 他機関検証委員会(第2回概観検証)　オブザーバー

2. 講演活動

1) 金重紅美子.「思春期と精神疾患」 山梨県立富士見支援学校病理研修会
2) 金重紅美子.「アタッチメントとアタッチメント障害」インクルーシブ教育推進事業に係る第 1 回病弱専門部特別支援連携会議
3) 金重紅美子.「発達性トラウマ障害」 山梨県立甲陽学園職員研修会
4) 金重紅美子.「児童精神科の薬物療法」 山梨県立甲陽学園職員研修会
5) 金重紅美子. 「子どものこころの発達とその支援」全国病弱教育研究会全国大会(2025山梨大会)
6) 金重紅美子.「学齢期のこころの発達とその支援」 教育センター特支・指導力向上研修会Ⅰ
7) 金重紅美子.「医療との連携」 山梨県強度行動障害支援者養成研修(実践研修)

1. フィールドワーク

1) 堀内由佳. 山梨県スクールソーシャルワーカー活用事業運営会議　委員
2) 堀内由佳. 地域連携子どもと親と教職員のための教育相談事業連絡会議　委員

2. 講演活動

1) 宮澤直.「学習障害を知ろう」 令和7年度　現代的課題講座「共生社会を目指して～障害を知ることから」 山梨県生涯学習推進センター
2) 深尾英吾.「発達障害者(児)の特徴と被害者支援」 公益社団法人被害者支援センターやまなし(ボランティア支援員養成講座)
3) 渡辺尚実.「発達障害の基本的理解と対応」 発達障害者への理解と正しい知識を深めるための講義(甲府刑務所)
4) 深尾英吾.「発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援」令和7年度山梨県放課後児童支援員等資質向上研修(愛宕山子どもの国管理研修棟)
5) 堀内由佳.「発達障害児者の理解と支援」都留市障がい者基幹相談支援センター研修会(都留文科大学)
6) 角田美奈.「ことばのおくれに対する発達障害者支援センターでの対応」第14回山梨県小児難聴ネットワーク総会・研修会(山梨大学医学部附属病院)

3. 学会発表・活動

1) 宮澤直「初回来所相談までの待機期間削減に向けた取り組み」 山梨県社会福祉研究発表会

1. フィールドワーク

1) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園学校医
2) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園衛生管理医
3) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園学校運営協議会委員
4) 上村拓治. 山梨県災害派遣精神医療チーム(山梨 DPAT)
5) 上村拓治. 山梨大学大学院総合研究部医学域 精神神経医学講座 医学研究員
6) 上村拓治. 山梨大学大学院総合研究部医学域 精神神経医学講座 非常勤講師
7) 上村拓治. 全国児童心理治療施設協議会 調査研究委員会委員長
8) 上村拓治. 山梨県子育て支援局倫理審査委員会委員
9) 上村拓治. 子どものこころ専門医研修施設群研修管理委員会委員
10) 上村拓治. 山梨県発達障害者サポートネットワーク推進協議会委員

2. 研修会・講義

1) 上村拓治. 神経症性障害 II・摂食障害. 山梨大学医学部 統合臨床医学講義コース6 神経/筋/精神. 講師 令和 7 年 5 月 2 日 山梨大学医学部(中央市)
2) 上村拓治. 子どものこころの理解と支援. 山梨県スクールソーシャルワーカー担当者会. 講師 令和 7 年 9 月 5 日 山梨県総合教育センター(笛吹市)
3) 上村拓治. こどものこころの診療について. 山梨大学医学部附属病院臨床研修医勉強会. 講師 令和 7 年 10 月 10 日 山梨大学医学部(中央市)
4) 上村拓治. 行動制限最小化の取り組み～精神科医療と福祉の違い～. 山梨県中央児童相談所一時保護課研修会. 講師 令和 7 年 10 月 23 日 山梨県中央児童相談所(甲府市)
5) 上村拓治. 愛着障害についてーアタッチメントとメンタルヘルスー. 市川三郷町保育所連合会研修会. 講師 令和 7 年 11 月 6 日 市川三郷町生涯学習センター(市川三郷町)
6) 上村拓治. うつ病の理解と治療. 山梨県臨床心理士会主催研修会. 講師 令和7年 11 月 11 日 甲府市北東公民館(甲府市)
7) 上村拓治. 子どもの安全と安心を支える児童支援・生活支援の実践. 都留児童相談所一時保護課研修会. 講師 令和 8 年 3 月 4 日 都留児童相談所(都留市)

3. 学会発表・活動

1) 上村拓治.「児童心理治療施設の役割と取り組み」 第17回全国病弱教育研究会全国大会. 令和7年 8 月 23 日 都留文科大学(都留市)
2) 上村拓治、中村有生、益田啓裕、朝比奈裕、松本祐一郎、早川 洋、髙田治.「『職

員養成の研究』第 2 次調査 第一報 －施設と職員の求めるもの－」全国児童心理治療施設協議会全体研修会(調査研究発表). 令和7年 9 月 12 日(名古屋)

3)芦澤孝太、浅川理恵、片山みさ、池田怜央、鱒文香、深澤あずさ、赤松拓、中嶋真人、蘊原和子、中込健悟、上村拓治.「うぐいすの杜に通う児童の特徴と課題」山梨県社会福祉研究発表会.令和 8 年 1 月 29 日 子どものこころサポートプラザ(甲府市)

4)芦澤孝太、浅川理恵、片山みさ、池田怜央、鱒文香、深澤あずさ、赤松拓、中嶋真人、蘊原和子、中込健悟、上村拓治.「うぐいすの杜に通う児童の特徴と課題」山梨県公衆衛生研究発表会.令和 8 年 2 月 5 日 県庁防災新館(甲府市)

5) Watanabe Shintaro, Uemura Takuji, Iwata Yusuke, Yagasaki Hideaki, Itakura Jun, Suzuki Takefumi, Depression Levels Among Postgraduate Junior Residents Before and During the COVID-19 Pandemic in Japan: A Cross-Sectional Comparative Study, Perspectives in Psychiatric Care, 2026, 2902116, 9 pages.

4. 社会活動

1)上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園学校運営協議会 令和 7 年 5 月 8 日、7 月 30 日、11 月 19 日 うぐいすの杜学園(甲府市)

2)上村拓治. 令和7年山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園巡回健康相談 令和 7 年 11 月 17 日 うぐいすの杜学園(甲府市)

3)山梨県こどもの発達を考える医療連携会議 令和 7 年 7 月 9 日、9 月 10 日、11 月 12 日、令和 8 年 1 月 7 日 子どものこころサポートプラザ(甲府市)

4)山梨県発達障害者のための精神科医療連携会議 令和7年 6 月 27 日、10 月 1 日、令和 8 年 2 月 6 日 子どものこころサポートプラザ(甲府市)

5)上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園安全衛生委員会 令和 8 年 3 月 13 日

1．本校の紹介

1） 田住　真美
　　～第１回特別支援教育コーディネーター研修会
　　令和7年4月30日
2） 佐野　友俊
　　～初任者研修「新任教員の心構え」研修会
　　令和7年4月25日

2．研修支援

1） 田住　真美
「病気を抱える子どもたちの理解」
　新特別支援教育担当者研修会　令和7年6月12日
2） 田住　真美
「うぐいすの杜学園の子どもたちと支援について」
　笛吹教育研究協議会　令和7年8月20日
3） 原　満登里・菊池　恵・田住　真美
「本校の概要・教育実践」「不登校の支援について」
　センター的機能発揮に係る指定地域学習会　令和7年8月21日
4） 原　満登里・田住　真美・大村　真衣
「愛着の問題を抱える子どもへの理解」
　櫛形北小学校 校内研修会　令和7年8月25日
5） 田住　真美
「特別支援学級の児童生徒の進路について」
　押原中学地区教育研究協議会　令和7年10月28日

⑤施設見学対応

事業主体	**中央児童相談所（窓口）**				
連携先	**中央児童相談所（以下、中児）** **こころの発達総合支援センター（以下、ここセン）** **子ども心理治療センターうぐいすの杜（以下、うぐいす）** **特別支援学校うぐいすの杜学園（以下、学園）**				
取組内容	**○子どものこころサポートプラザの施設見学** (目的) ・施設運営に関係し、見学を希望する団体等に、サポートプラザの業務説明及び施設見学を実施する。 (実施方法) ・中央児童相談所（次長）が窓口となり、サポートプラザ内４施設と日程等の連絡調整を行い、事業概要の説明、施設の見学を行う。				
令和７年度実績	日時	団体	見学者	人数	見学施設
	6月5日	笛吹市児童福祉部会	主任児童委員	17	中児 ここセン うぐいす
	6月13日	社会福祉法人聖友ホーム	児童養護施設職員及び乳児院職員	24	うぐいす 学園
	6月30日	西東京市民生児童委員第2地区	民生児童委員	23	中児 ここセン うぐいす
	7月11日	甲斐市児童福祉部会	民生児童委員	4	中児 うぐいす
	7月30日	警察学校	研修生	15	中児 うぐいす
	8月15日	県庁インターンシップ見学・業務説明	希望者		中児 うぐいす
	8月25日	峡南地域通級指導教員	教員	4	全施設
	8月25日	奈良県議会 行政視察	公明党会派	3	全施設
	9月29日	更生保護女性会甲府南女性会	更生保護委員	20	中児 ここセン うぐいす
	10月3日	甲府市	民生・児童委員	35	中児 ここセン うぐいす
	10月24日	甲府市議会	民生文教委員会	17	中児 ここセン うぐいす

	日時	団体	見学者	人数	見学施設
令和７年度 実績	11月6日	山梨県家庭相談員連絡協議会	家庭相談員	26	中児 うぐいす
	11月10日	奈良県	奈良県職員	4	全施設
	11月6日	山梨県家庭相談員連絡協議会	家庭相談員	26	中児 うぐいす
	12月1日	司法修士生視察	司法修士生	3	中児
	12月3日	曹洞宗保護司連合会山梨県支部	保護司	16	中児 うぐいす 学園
	12月12日	群馬県立赤城特別支援学校	教員	3	うぐいす 学園
	12月25日	県庁インターンシップ見学・業務説明	希望者	9	全施設
	1月23日	塩尻市教育委員会	教育委員	14	全施設